

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	117 件
国民年金関係	47 件
厚生年金関係	70 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	123 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	81 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 48 年 7 月まで

私の国民年金は、昭和 46 年 12 月に会社を辞めた後ごろに、妻が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれており、申立期間の保険料を納付した領収証書も所持している。また、納付した保険料を還付された記憶は無いにもかかわらず還付されたことになっている。申立期間について未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、そのうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間の保険料は、昭和 55 年 6 月に還付決定、同年 7 月に支払と還付整理簿に記録されているが、申立人は、申立期間は国民年金の強制被保険者とされるべきであり、保険料を還付すべき期間でないことから、事実と異なる資格得喪手続により還付手続が行われたことなどが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
② 昭和42年3月
③ 昭和42年9月から43年1月まで

私は、結婚後に勤務していた会社を辞めたころ、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年4月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は現年度納付していることが確認できる。また、当該申立期間は1か月と短期間であり、申立人が国民年金の加入及び保険料の納付場所として説明する区役所出張所は、当時所在し、国民年金の加入及び保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①は、上記の手帳記号番号が払い出された時点で、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③は、昭和 62 年 11 月の社会保険庁の記録整備によって、国民年金被保険者資格の未加入期間であったものが、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間で、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年9月まで

私は、結婚後に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった国民年金保険料を、何回かに分けてまとめて納付した。保険料の納付は、夫婦のどちらかが夫婦二人分を一緒に金融機関で納付しており、妻が納付することのほうが多かったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、結婚後の昭和60年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、納付日が確認できる期間について、ほぼ夫婦同一日に国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人夫婦が所持する領収証書によると、申立期間前後の保険料は過年度納付で納付済みであることが確認できるとともに、一緒に保険料を納付していたとする妻は、申立期間のうち59年4月の保険料は過年度納付で納付済みであることが確認できる。また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入に至った経緯及びさかのぼって保険料を納付するに至った経緯、保険料の納付場所等について、具体的かつ鮮明に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から同年9月まで

私の国民年金は、結婚後に、夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった国民年金保険料を、何回かに分けてまとめて納付した。保険料の納付は、夫婦のどちらかが夫婦二人分を一緒に金融機関で納付しており、私が納付することのほうが多かったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、結婚後の昭和60年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、納付日が確認できる期間について、ほぼ夫婦同一日に国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が所持する領収証書によると、申立期間前後の保険料は過年度納付で納付済みであることが確認できる。また、申立期間は5か月と短期間であり、申立人夫婦の国民年金の加入手続をしたとする夫は、国民年金に加入に至った経緯及びさかのぼって保険料を納付するに至った経緯等について具体的かつ鮮明に記憶しているとともに、申立人は保険料の納付場所等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間に近接する昭和60年1月から同年3月までの保険料について、所持する領収証書により、平成20年7月に納付済みに記録訂正が行われているなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から同年7月まで
② 昭和47年10月から48年2月まで
③ 昭和60年6月
④ 昭和61年12月及び62年1月
⑤ 昭和62年7月
⑥ 平成元年10月

私は、大学卒業後、厚生年金保険資格の取得と喪失を繰り返してきたが、親からも国民年金への切替手続を忘れないようにと言われていたので、離職したときは国民年金への切替手続をして保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間⑥については、申立人は、当該期間前の平成元年7月分及び8月分の国民年金保険料を3年8月及び10月に、当該期間直後の元年11月分の保険料を3年12月にそれぞれ過年度納付しており、当時未納であった保険料を順次納付していたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①は平成5年8月に、申立期間②、③、④及び⑤は3年8月にそれぞれ記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備された期間であり、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年10月時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 11 月まで

元夫の海外勤務先から夫婦で帰国した昭和 58 年 1 月に、元夫は私の国民年金の再加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 7 月までの期間が未加入で、同年 8 月から同年 11 月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月に国民年金に加入して以降、申立期間及び海外在住期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和 58 年 1 月 4 日に任意加入していること及び区の国民年金被保険者名簿により、申立人の被保険者資格取得日は一時期当該日付とされていたことが確認できることから、申立人の元夫は帰国当時に申立人の国民年金の再加入手続をしたものと考えられ、申立期間の納付書は発行されていたものと考えられるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月まで

私の父は、私が自営業を手伝っていた当時の昭和 45 年 3 月ごろ、区役所出張所で私の国民年金の加入手続をし、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から 60 歳に達するまでの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとする父親及び母親は、申立期間を含めいずれも保険料を完納している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 3 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、父親が区役所出張所の窓口で加入手続をした際、区役所職員から現年度からの保険料納付でも構わないと言われたが、将来の年金受給額を考慮し、現年度分の保険料だけでなく、20 歳までさかのぼった過年度分の保険料も納付してくれたと父親から聞いたことを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から47年3月まで

私の父は、私が自営業を手伝っていた昭和48年3月ごろ、区役所出張所で私の国民年金の加入手続をし、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後から現在までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親及び母親も、申立期間を含めいずれも保険料を完納している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年1月ごろの時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、父親が区役所出張所の窓口で加入手続をした際、区役所の職員から現年度からの保険料でも構わないと言われたが、将来の年金受給額を考慮し、現年度分の保険料だけでなく、20歳までさかのぼった過年度分の保険料も納付してくれたと父親から聞いたことを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年6月まで

私は、国民年金保険料を納付することは当然の義務と考え、60歳まで免除期間を除きすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳に達するまでの期間について、申立期間及び保険料免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであること、58年4月から翌年3月までの免除期間の保険料を追納していることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 58 年 1 月に国民年金に任意加入してから 59 年 10 月に任意加入の喪失手続をするまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の間の国民年金保険料を納付している上、申立期間はそれぞれ 3 か月、6 か月と短期間である。また、社会保険庁の記録では、申立期間当初に国民年金に任意加入し、申立期間直後の 59 年 10 月に任意加入の喪失手続をとっていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする区役所では保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月まで

私は、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が 20 歳になってからの保険料を納付したと言っていたことをはっきり憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、任意加入期間も含め国民年金保険料をすべて納付しており、共済組合から国民年金への切替手続きを適正に行っている上、申立期間は、11 か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 8 月 20 日時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立期間の直後の期間は保険料を納付済みである。さらに、父親がさかのぼって保険料を納付したことの申立人の記憶は鮮明である上、申立人の申立期間の保険料を納付したとする父親及び同居の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 56 年 3 月まで

私は、22 歳の時に国民年金の加入手続を行い、それまでの国民年金保険料を 2 年分まとめて納付したことを憶えているほか、その後の保険料も納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 55 年 10 月時点は、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能な期間であり、保険料の納付期間、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 55 年 10 月時点では、当該期間の一部は時効により納付することができない期間である上、申立人には 58 年 6 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、56 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人が主張する 2 年分の保険料をさかのぼって納付したとする期間については、申立期間直後の 2 年分であると考えのが自然であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が 52 年 8 月から 55 年 3 月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から43年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、高校卒業後、父親の経営する会社に就職して、20歳から国民年金に加入した。当時、会社の経理を担当していた母親が国民年金保険料の納付を行っており、父親の分と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、申立期間はそれぞれ10か月及び3か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年4月時点では、保険料を納付することが可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みとなっている上、納付方法、納付場所等の申立人の記憶が具体的であり、納付したとする金額は、当該期間の保険料とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、申立期間前後の保険料は納付済みであり、住所変更等の生活環境に変化はない上、申立人の保険料を納付していたとする母親及び同居の父親は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から46年6月まで

私の国民年金保険料は、昭和45年ごろ、亡くなった夫が国民年金の加入手続きをしてくれた後、最初は自宅を訪れた集金人に、後からは銀行に納付書で納付してしてくれた。転居する46年6月までは間違いなく保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和45年1月に国民年金に任意加入しているとともに、48年10月以降は国民年金保険料をすべて納付しているほか、国民年金手帳記号番号が払い出された45年1月ごろは、申立期間は現年度納付が可能な期間である。

また、国民年金保険料を納付した期間、納付方法、納付場所、国民年金手帳の色等について夫から聞いたとする申立人の記憶は具体的であり、当時の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、妻が区役所から送付された納付書で納付した。申立期間も同様に妻が区役所の出張所で納付した。申立期間の保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立期間前後の保険料は、納付済みで、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の保険料を納付したとする妻の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直後の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の納付記録が、未納から納付済みに訂正されているなど、申立人の納付記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、区役所から送付された納付書で納付した。申立期間も同様に区役所の出張所で納付した。申立期間の保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立期間前後の保険料は、納付済みで、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月から43年3月までの期間、44年8月から同年10月までの期間、63年4月から平成元年3月までの期間、元年7月から同年9月までの期間及び4年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年3月まで
② 昭和42年11月から43年7月まで
③ 昭和44年8月から45年3月まで
④ 昭和56年10月から58年3月まで
⑤ 昭和60年4月から平成元年3月まで
⑥ 平成元年7月から同年9月まで
⑦ 平成4年8月から同年11月まで

私は、申立期間⑤及び⑥について、国民年金保険料が未納である旨の通知が来たので、娘に30万円位を納付してもらった。それ以外の申立期間についても保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうちの昭和42年11月から43年3月までの期間及び申立期間③のうちの44年8月から同年10月までの期間については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は納付済みである。

申立期間⑤のうちの63年4月から平成元年3月までの期間及び申立期間⑥については、申立人の娘は納付書の合計額が約30万円であったと明確に記憶している上、2年4月以降は保険料を現年度納付していることが確認できることから、この頃に時効にかからない過年度保険料の納付書が届いたと推測され、昭和63年4月から平成2年3月までの過年度保険料及び平成2年度の

保険料を合わせた額は、申立人の娘が記憶する保険料額とおおむね一致するなど、申立人の娘が当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間⑦については、直前の保険料を定期的に納付していることから、当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①、申立期間②のうちの昭和43年4月から同年7月までの期間、申立期間③のうちの44年11月から45年3月までの期間、申立期間④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付場所及び納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間①、申立期間②のうちの43年4月から同年7月までの期間、申立期間③のうちの44年11月から45年3月までの期間については、一緒に納付したとする夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間⑤のうちの60年4月から63年3月までの期間については、申立人の娘が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の娘は納付時期に関する記憶が不明確であり、上記の63年4月から平成2年3月までの過年度保険料を納付したと考えられる時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の娘が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月から43年3月までの期間、44年8月から同年10月までの期間、63年4月から平成元年3月までの期間、元年7月から同年9月までの期間、4年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの期間、平成 3 年 11 月から 4 年 3 月までの期間、同年 6 月から同年 12 月までの期間、5 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで
② 平成 3 年 11 月から 4 年 3 月まで
③ 平成 4 年 6 月から同年 12 月まで
④ 平成 5 年 2 月及び同年 3 月

私は、20 歳時に国民年金に加入したが、その後、大学生になった後、学生は任意加入の対象であると知り、大学 1 年の時に、市役所で資格喪失の手続を行った。再度実家に帰省した時に、加入当初の国民年金保険料の納付書が届いていたので、銀行で保険料を納付した。また、大学卒業後の国民年金加入期間は、年度内に納め忘れたときも過年度納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当時居住していた市では、20 歳到達者に対して職権適用を行っていたことが確認でき、申立人は、当該期間当時に所持していた国民年金手帳について具体的に記憶している上、学生は任意加入適用であることを知り、当時完成したばかりの市役所庁舎で資格喪失の手続を行ったこと、実家に送付されていた納付書で加入当初の強制加入期間分の国民年金保険料を納付したことを鮮明に記憶しており、その説明も具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②、③及び④については、それぞれ短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みであること、申立期間④については、申立人が所持する平成 5 年の確定申告書下書きの社会保険控除欄に記載された国民年金

の支払保険料の金額は、当該期間を含む年間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年6月まで

母は、私が20歳の時に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金発足当初から加入し、加入期間の保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年6月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であったこと、申立人が居住していた区では9年12月まで集金人による保険料収納が実施されていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私の父は、申立期間を含め私の国民年金保険料をすべて納付してくれていた。父は、私が厚生年金保険に入っている期間でさえ保険料を納付してくれていたのに、3年間も保険料を納めなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険加入期間である昭和47年5月から同年9月までの期間、47年12月、48年4月から8月までの期間及び共済組合加入期間である50年2月及び3月の保険料は、納付後還付されていることが確認できるなど、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は38年7月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、区の集金人に定期的に保険料を納付していたとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月、同年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から同年12月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和47年8月
④ 昭和51年9月
⑤ 平成7年2月及び3月
⑥ 平成7年5月から同年9月まで

私は、昭和43年8月ごろ国民年金の加入手続を行った。その後、結婚するため会社を退職する際、「結婚したら、国民年金に加入した方がよい。」と会社の総務担当者に教えてもらい、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤及び⑥については、申立人は、昭和51年10月に結婚し、国民年金手帳の記号番号が払い出された同年11月以降は、厚生年金保険から国民年金への3回の切替手続を適切に行い、切替後の国民年金保険料も納付している上、当該期間⑤及び⑥の間の平成7年4月の保険料は納付期限内に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は平成3年10月に資格得喪失記録が整備されたことにより未納期間として追加された期間であり、当該期間当時は国民年金の加入期間とされていなかった上、当該記録整備の時点では、当該期間は時効により保険料

を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月、同年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月

私は、厚生年金保険適用会社を退職した翌月に、姉の勧めで区役所に行き、国民年金の任意加入の申請と付加保険料の申請を行った。しかし、その1か月後には就職が決まったので、再び区役所へ行き資格喪失の申請を行うとともに、付加保険料も含めた1か月分の国民年金保険料を窓口で納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間を除き付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人の所持する国民年金手帳には、「付 昭和50年1月17日」の記載があり、同日に付加保険料納付の申請を行ったことが確認できる上、申立人は、申立期間の翌月に区役所で資格喪失申請を行った際に付加保険料も含めた1か月分の保険料を納付したことを鮮明に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から51年3月まで

私は、昭和54年6月に転居してから間もなく、国民年金保険料の未納通知を受け取ったので、役場に問い合わせたところ、役場の人から「過去に未納があると将来年金をもらえなくなる」と言われ、その時未納だった保険料をすべて一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとする時期は、第3回特例納付実施期間中であり、申立人が納付したと記憶している金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の転居先である町では、第3回特例納付実施期間中に、保険料の納付記録に未納期間のある町民全員に対して勧奨通知を送付していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年7月から40年3月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

私が、20歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間①については母が母と私の保険料を一緒に集金人に納付し、申立期間②については、母が私たち夫婦の保険料を集金人に納付してくれた。申立期間の私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、母親と一緒に保険料を納付してくれていたとする申立人の妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 3 月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付している上、申立人と当時同居し、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の両親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 50 年 1 月から 60 歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和50年1月から60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人夫婦が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人夫婦が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区役所及び金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私たち夫婦は、昭和50年1月から60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和51年1月から60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人夫婦が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人夫婦が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区役所及び金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から同年6月まで

私の母は、私の国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に加入した昭和42年4月に、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付しており、申立期間は5か月と短期間である。また、申立人が母親に42年4月に交付された国民年金手帳を渡して再加入手続を依頼したとする説明は具体的である上、保険料を納付したとする母親及び母親が保険料を納付したとする同居の兄は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私と従姉妹の 3 人は、当時営んでいた食料品店を訪れた区の集金人に未納分の国民年金保険料を納付するよう勧奨され、申立期間の 3 人分の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 7 月時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である上、申立人等 3 人が保険料を納付するに至った経緯の説明は具体的である。さらに、区の集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法に合致しており、区の集金人は、当時、現年度保険料の収納に加えて、預り証を発行して過年度保険料を収納できたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私と妹及び従妹の 3 人は、当時営んでいた食料品店を訪れた区の集金人に未納分の国民年金保険料を納付するよう勧奨され、申立期間の 3 人分の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 36 年 12 月時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である上、申立人等 3 人が保険料を納付するに至った経緯の説明は具体的である。さらに、区の集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法に合致しており、区の集金人は、当時、現年度保険料の収納に加えて、預り証を発行して過年度保険料を収納できたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私と姉及び従姉の 3 人は、当時営んでいた食料品店を訪れた区の集金人に未納分の国民年金保険料を納付するよう勧奨され、申立期間の 3 人分の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 36 年 12 月時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である上、申立人等 3 人が保険料を納付するに至った経緯の説明は具体的である。さらに、区の集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法に合致しており、区の集金人は、当時、現年度保険料の収納に加えて、預り証を発行して過年度保険料を収納できたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から同年9月まで

私は、結婚後、外国で仕事をするに当たり、国民年金に加入し、渡航までの期間の国民年金保険料をすべて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月の国民年金加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、外国から帰国した後の国民年金の再加入手続、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人は申立期間中に数回転居しているが、国民年金の住所変更手続をいずれも適切に行っていることが申立人の所持する国民年金手帳により確認できることから、申立人は申立期間の納付書入手し、保険料を納付していたものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年12月まで

私は結婚前に国民年金保険料の未納期間があったが、結婚後に妻が未納期間の保険料をさかのぼって納付した。また、結婚後の保険料については、妻が納付しており、妻の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和55年4月から56年12月までについては、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする元妻は、55年4月の婚姻直後に国民年金に加入したことが確認できる上、元妻自身の当該期間の保険料は納付済みになっている。また、元妻は保険料の納付場所を鮮明に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和52年4月から55年3月までについては、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、元妻は申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、申立人が結婚した55年4月時点では当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月

私は、国民年金保険料の納付書が届けば、必ず納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立期間後に第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行った昭和62年9月及び63年8月並びに申立期間の未納記録が追加された63年12月のいずれの時点においても過年度納付をすることが可能な期間である上、申立人が居住していた区を管轄している社会保険事務所は申立期間の納付書は2回は送付していると説明していることから、申立人は申立期間の納付書を入手し、保険料を納付していたものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5400

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月及び同年2月

私は、申立期間の保険料を金融機関で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付が困難な場合は、未納が生じないように免除申請を行い、保険料が免除されている。

また、申立期間は2か月と短期間であり、昭和60年3月に会社に入社するまでの期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年10月まで

私は、会社を退職後平成9年6月に、社会保険事務所で国民年金への加入を申し込み、区から送付された納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に国民年金に加入し、特例納付を行うとともに、その後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は5か月と短期間である。また、申立人が国民年金への再加入を申し込んだとする社会保険事務所は、被保険者の求めに応じて再加入手続に必要な書類を被保険者が居住する区に転送していたと説明している上、区から送付された納付書により納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時開設され保険料の収納を取り扱っている。さらに、納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。加えて、社会保険庁の記録では、申立期間当初の平成9年6月の国民年金加入資格の取得記録は訂正された形跡がないことから、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、納付書の交付を受けて保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年11月から15年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 平成14年11月から15年2月まで

私は、昭和59年4月ごろ、国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、平成14年10月には、国民年金に再加入し、付加保険料を含めて保険料を納付してきた。申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、4か月と短期間であるとともに、申立人は、当該期間の前後の期間は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、当該期間直前の平成14年10月の定額保険料、付加保険料及び同年11月から15年3月までの定額保険料を14年11月27日に納付している上、当該期間直後の15年3月分の付加保険料を同年4月22日に納付していることが確認でき、その時点で、当該期間についても一緒に納付することが可能であったことを踏まえると、あえて当該期間に係る付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、社会保険庁の記録では、当該期間は、付加年金加入期間とされていることから、当該期間の付加保険料納付書が発行され、申立人は納付書により付加保険料を納付していたものとするのが自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付していたとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、当該期間当時国民年金手帳を受け取った記憶はないと説明しているなど、当該期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年11月から15年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年9月まで

私の母は、私が20歳になった昭和40年に、私の国民年金の加入手続きをし、当時同居していた二人の兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間は6か月と短期間である。さらに、申立人の母親が区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法に合致する上、二人の兄は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5410

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職した昭和 52 年に国民年金に任意加入し、57 年に喪失手続をするまで、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間は4か月と短期間である。さらに、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は当時保険料の収納業務を行っていたことが確認できる上、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から43年3月まで
② 昭和46年4月

私たち夫婦は、昭和39年3月に転居した区で、それまで未納となっていた国民年金保険料をすべて納付するとともに、その後は60歳になるまで保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人夫婦は、当該期間を除き、昭和43年度から60歳になるまで国民年金保険料をおおむね納付している。また、当該期間は1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、保険料の納付時期、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当時、申立人夫婦が居住していた区の集金人は、現年度保険料の収納を行い、特例納付及び過年度納付の保険料の収納を取り扱っておらず、何回か毎月1年分の保険料を区の集金人にさかのぼって納付したとする方法は、当時の特例納付等の保険料の納付方法と異なるなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から43年3月まで
② 昭和46年4月及び同年5月

私たち夫婦は、昭和39年3月に転居した区で、それまで未納となっていた国民年金保険料をすべて納付するとともに、その後は60歳になるまで保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人夫婦は、当該期間を除き、昭和43年度から60歳になるまで国民年金保険料をおおむね納付している。また、当該期間は2か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、保険料の納付時期、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当時、申立人夫婦が居住していた区の集金人は、現年度保険料の収納を行い、特例納付及び過年度納付の保険料の収納を取り扱っておらず、何回か毎月1年分の保険料を区の集金人にさかのぼって納付したとする方法は、当時の特例納付等の保険料の納付方法と異なるなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から平成 14 年 3 月まで

妹は、私の国民年金保険料を納付してくれており、区役所で昭和 50 年 6 月に付加保険料の申出をしてから 60 歳になるまで付加保険料を含めて保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳に、「附加申出、昭和 50 年 6 月 18 日」と記載されており、付加保険料の納付の申出が行われたことが確認できる上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹は、区役所で付加保険料の納付を申し出た際に付加保険料を含めて保険料を納付したことを具体的に説明しているなど、当該期間の付加保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から平成 14 年 3 月までの期間については、申立人の妹が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、51 年 4 月から同年 6 月までの保険料が 51 年 10 月 19 日に還付決議されていることが還付リストで確認できるが、当該還付金額は定額保険料のみの金額であることから、51 年 4 月以降は付加保険料が納付されていなかったと考えられる。

また、妹名義の銀行口座の平成 11 年 1 月から 14 年 4 月までの取引記録によると、兄妹二人分の定額保険料に相当する金額が毎月引き落とされていることが確認できるものの付加保険料の引き落としは確認できないなど、申立

人の妹が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで

私の妻は、結婚後の私の国民年金保険料を納付してくれていた。2つの申立期間の間の昭和49年4月から同年6月までの保険料は納付済みであり、申立期間の保険料を納め忘れたとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ6か月及び3か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の保険料を納付している。また、申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳から、申立期間前の昭和48年9月に住所変更手続が適切に行われていることが確認でき、申立人は申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

母は、私の国民年金の加入手続をし、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を私たち夫婦が昭和 42 年に転居するまで納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 2 月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立人の母親が申立人の保険料を納付したとする期間のうち 41 年 4 月から 42 年 6 月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳により、3 か月ごとに保険料が納付され、妻と同一日に検認されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

夫の母は、私の国民年金の加入手続をし、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を私たち夫婦が昭和 42 年に転居するまで納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 7 月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立人の夫の母親が納付したとする期間のうち 41 年 4 月から 42 年 6 月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳により、3 か月ごとに保険料が納付され、夫と同一日に検認されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月から 54 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に会社を退職後すぐに国民年金に任意加入して、以後は定期的に国民年金保険料を納付してきた。また、59 年に任意加入の喪失手続をした記憶はなく、するはずはないと思うので、申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は昭和 52 年に会社を退職した後すぐに国民年金に任意加入したと説明しており、52 年 9 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の 9 月 26 日に国民年金の任意加入の手続をしたことが国民年金手帳で確認でき、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間は 3 か月と短期間である上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の資

格喪失欄に昭和 59 年 1 月 12 日と記載され、区の印が押されていること、59 年 5 月に作成された年度別納付状況リストにおいても 59 年 1 月に国民年金の資格を喪失していることが確認できることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月から 54 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年6月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、父か兄が行ってくれていた。昭和49年9月に転居後は、自身で保険料を納付し、50年1月にA店を開業した後は、当院に来ていた金融機関の職員に納付を依頼していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で国民年金保険料の納付を開始したとする昭和49年9月以降、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人は、自身の開業するA店に来ていた金融機関の職員に保険料と納付書を預けて保険料を納付していたと説明しており、申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付により納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月11日から36年8月4日まで
② 昭和36年12月1日から37年3月1日まで
③ 昭和37年3月6日から38年8月11日まで
④ 昭和39年11月17日から41年8月16日まで

社会保険庁から年金記録の郵便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間当時は、脱退手当金の制度については知らず、退職時に会社から説明は無かったため、脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない21か月であるとともに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年8月の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性20名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は2名しかいないことや、当該事業所は脱退手当金の代理請求を行っていないと説明していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、6回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和41年9月18日に支給決定されているが、その約2週間後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、社会保険庁オンライン記録の脱退手当金支給額は、法定支給額と1,495円相違しており、社会保険事務所では、その理由について不明としている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 21 日から 47 年 9 月 13 日まで
② 昭和 49 年 4 月 8 日から 50 年 5 月 3 日まで

58 歳ごろ、社会保険事務所からの通知で、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、それまで脱退手当金という制度があることも知らず、また、脱退手当金を受給したとする時期には日本を離れており、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 13 か月であるとともに、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 52 年 1 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5 回の被保険者期間のうち、3 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 2 月 15 日まで
② 昭和 38 年 2 月 16 日から 39 年 3 月 16 日まで

平成 19 年 12 月に、社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録があり年金額に算入されないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年後の昭和 43 年 4 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 42 年 1 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月13日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月13日から同年11月13日まで
厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間を含む昭和45年10月1日から現在まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びA社の在籍証明書から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年11月13日の事業所移転に伴う社会保険事務所の変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在、B社）における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年7月1日）及び資格取得日（昭和28年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和28年5月1日、同社に入社し、39年2月1日まで、一度も会社を辞めたこともなく、住み込みにより申立期間を含め継続して勤務していたのは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和28年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、同年7月1日から同年11月1日までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、事業主及び複数の同僚の照会回答及び証言により、申立人が昭和28年5月1日より39年2月1日まで申立期間を含めA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主及び同僚二人は、申立人は正社員であったとし、「当時、正社員は全員が住み込みで働き、申立期間における勤務形態や勤務内容に変化はなかったと供述しており、正社員の場合は厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所に記録のある従業員は、申立期間において、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和28年7月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA法人は、当時、社会保険庁のオンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を平成12年2月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月17日から同年3月1日まで

B法人からA法人に転籍した際に、転籍した時点でA法人が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立期間が未加入期間となった。同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人が提出した申立人の賃金台帳、保険料控除証明書、労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人はA法人に継続して勤務し（平成12年2月17日にB法人からA法人に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に、A法人は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同法人は平成11年12月22日に社団法人として設立されていることから、申立期間当時、A法人は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A法人から提出された賃金台帳に記載の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A法人が申立期間において適用事業所としての要件を備えている法人で

ありながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月21日から2年1月1日

B社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社は、A社の部署が分社化して独立する形で設立された会社であり、A社から引き続き勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にA社からB社に転籍した上司等の供述から、申立人は申立期間にA社に継続して勤務（平成元年11月21日にA社からB社に転籍）していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年1月1日であり、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。このことについて、B社の上司及びA社の専務並びに同社勤務当時の上司等は、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を継続させていたと考えられると供述している。

また、A社の専務は、申立人が転籍した当時のB社には経理事務を行う部署は無く、A社においてB社の経理事務を行っており、給与は、形式上はB社からの支給とされながらも、給与支給元であるA社から支給されていたと供述しており、申立人がA社からB社へ転籍するに際し、申立期間の厚生年金保険料

を転籍前と同様に、A社の給与から控除していたと考えられるとしている。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月16日から10年1月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成9年10月16日から勤務し、給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及びA社から提出された在籍証明書により、申立人は、平成9年10月16日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日が平成10年1月5日となっていること及び厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ10年1月5日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いこと等から、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る9年10月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年12月31日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を28年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月21日から29年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった辞令から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和28年12月31日に同社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和28年11月及び29年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届及び取得届等の資料の保存期間が過ぎており、これを破棄したことから不明としているが、事業主が資格取得日を昭和28年12月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを29年1月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年12月の保険料について

納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月21日から同年9月1日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和45年8月21日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC健康保険組合の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年5月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年3月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤って昭和39年4月30日を資格喪失日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年1月10日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和36年1月10日に同社B支店から同社C事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格取得日に係る記録を平成6年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A協会に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同協会には、平成6年5月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A協会から提出された在籍証明書及び新規採用の辞令により、申立人が同協会に平成6年5月1日から勤務していたことが認められる。

そして、申立期間当時、A協会で社会保険事務手を担当していたとする者は、同協会では、入社日から厚生年金保険・健康保険・雇用保険に加入させていた旨供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間を含む平成5年から7年までの3年間にA協会における厚生年金保険の被保険者資格を取得している37人の従業員について、同協会への入社日と資格取得日との関係をみたところ、ほぼすべての従業員が入社日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年6月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月29日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成9年8月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人は、A社に平成9年8月31日まで勤務していたことが認められ、また、事業主が、「末締末払の当月控除としているので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除した。」としていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、平成9年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存している申立人に係る健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成9年8月29日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還

付した場合を含む。)、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和38年4月1日、資格喪失日が40年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B工場における資格喪失日を40年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和38年4月から平成12年9月まで継続して雇用されており、空白期間などあり得ないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤続25年の表彰状及びA社から提出された労働者名簿の写しにより、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年8月1日に同社B工場から同社の100%出資子会社であるD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年6月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして、資格喪失年月日の訂正手続に係る届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和44年2月28日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚等の供述により、申立人は、A社C支店に昭和44年2月28日まで勤務していたことが認められ、また、同社C支店の当時の総務担当者が、「月末退職者について、退職日を資格喪失日として届け出るような取扱いはなかった。申立人の給与から退職月に係る厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年1月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、グループ会社への異動はあったが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人がA社に継続して勤務し（平成3年4月1日に同社から同社のグループ会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年2月の社会保険庁のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格喪失日について、平成3年4月1日として届け出るべきところを同年3月31日として届け出たと認めており、また、事業主が資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に、資格喪失日に係る記録を22年1月7日とし、20年11月から21年3月までの標準報酬月額を60円、同年4月から同年12月までの標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から22年1月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、C社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D工場が発行した勤務証明書及び申立人と同時期に入社した同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に「雇員」としてC社に勤務していたことが認められる。

一方、C社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、申立人が記憶している、申立人と同時期に同社に入社し、同じ業務に従事していた複数の同僚、上司のほぼ全員及び申立人と同じ身分である複数の雇員については、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者の記録があることから、申立人についても同社において厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から、昭和20年11月から21年3月までの標準報酬月額を60円、同年4月から同年

12月までの標準報酬月額を180円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年11月から21年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年2月から同年10月までは53万円に、6年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初の記録より引き下げられていることがわかった。同社の取締役だったが、社会保険事務処理には関与していないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金被保険者記録において、当初は、申立期間における申立人の標準報酬月額は、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年12月31日より後の8年2月15日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年2月から同年10月までは8万円、6年11月から7年11月までは9万2,000円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険事務所との標準報酬に係る手続を行ったA社の元代表取締役は、申立人は同社の取締役になっていたが、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる1年前から同社B店の店長として従事しており、同社本部が行った社会保険事務所との標準報酬月額の減額調整には一切関与しておらず、その調整内容についても知らされなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額のとおり、平成6年2月から同年10月までは53万円に、6年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月から21年3月までの期間は200円、同年4月から同年7月までの期間は600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年8月12日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は召集により軍隊に入隊していたが、当該期間も同社から家族に対して給与が支給されていたはずであり、かつ、同社に在籍していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の供述並びにB健康保険組合から提出のあった申立人に係る健康保険被保険者加入証明書から判断すると、申立人が昭和13年4月1日から申立期間も含め同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C省D局が保管する申立人に係る人事記録から申立人が軍隊に入隊していたことが確認できる昭和19年8月15日から21年7月7日までの期間のうち、19年10月1日から20年10月1日までの期間については、社会保険事務所の記録では、申立人がA社E工場において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和20年10月1日にA社E工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから21年8月12日に同

社本社において被保険者資格を取得するまでの期間、厚生年金保険の加入記録が無い。

なお、社会保険事務所の記録では、A社E工場は、昭和20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかし、申立人のA社における申立期間及びその前後の期間の勤務は継続しており、また、社会保険事務所の記録では、同社E工場の解散に伴い、申立人と同様に昭和20年10月1日に同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員のうち、多数の者が同日に同社本社において被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから判断すると、20年10月1日から同社本社における資格取得日（21年8月12日）まで、申立人の被保険者資格は、同社本社において有するべきであると考えられることから、申立人の同社本社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を20年10月1日とすることが必要である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年9月及び21年8月の社会保険事務所の記録等から判断すると、20年10月から21年3月までの期間は200円、同年4月から同年7月までの期間は600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人のA社本社における厚生年金保険の資格取得日（昭和21年8月12日）は、軍隊に入隊していた申立人が復員後同社に初めて入社したと供述している日及び同社が保管する厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致しており、この日付は、社会保険事務所では知り得ない人事上の日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る20年10月から21年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年4月30日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年10月から15年3月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月30日以降の同年7月7日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、14年10月から15年3月まで22万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、複数の従業員が、申立人は工事担当役員で社会保険事務の執行権限は有していなかった旨供述していることから、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要であると認められる。

東京厚生年金 事案 3604

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年4月30日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年10月から15年3月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月30日以降の同年7月7日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、14年10月から15年3月まで22万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、複数の従業員が、申立人は営業担当役員で社会保険事務の執行権限は有していなかった旨供述していることから、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から29年11月23日まで

平成20年7月に、社会保険事務所から送付された厚生年金保険の被保険者記録照会回答票により、A社の厚生年金保険について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、私は、この時まで脱退手当金の制度を知らなかったので、申立期間当時、脱退手当金の申請を行うはずはなく、受給もしていない。

このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、1年5か月の最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、脱退手当金の支給対象となる最終事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和29年11月23日）の前後1年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給要件を満たす者12名について、その支給記録を確認したところ、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示がある者6名の中には、社会保険庁オンライン記録に脱退手当金の支給記録が無い者が2名いるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていないことがうかがえる。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と2,700円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間当時の役員及び従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し(昭和45年9月1日出向先のB社からA社に復帰)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から同年6月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

しかし、申立期間当時、同社では、調理師として勤務しており、社会保険関係の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年5月は28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月30日以降の同年11月9日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合には、同年5月が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月15日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年6月15日に同社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C事務所における資格取得日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から42年1月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店C事務所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給料明細票及びA社の保管している申立人の社内経歴台帳により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年12月1日に同社B支店から同社B支店C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細票の保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和26年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間においても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された社員名簿により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主は正しい届出を行っていないことを認めていることから、事業主が昭和26年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月30日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社本社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間においても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る労働者名簿から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が正しい届出を行っていないことを認めていることから、事業主が昭和39年3月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果50万円とされているところ、当該標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の47万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は55万円、同年12月19日、16年7月20日、同年12月20日、17年7月20日及び同年12月20日はそれぞれ50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から17年9月1日まで
② 平成15年7月18日、同年12月19日、16年7月20日、同年12月19日、17年7月20日、同年12月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②については、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の記録訂正は年金給付に反映されないとのことなので、年金給付に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の取引銀行口座に事業主から振り込まれた給与額により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与振込額において推認できる保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る報酬月額の届出を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、給与振込額において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A社から提出のあった申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間②において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は55万円、同年12月19日、16年7月20日、同年12月20日、17年7月20日、同年12月20日はそれぞれ50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月15日

平成17年12月15日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、平成20年5月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賞与計算書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、申立人は、平成17年12月15日に、同社から賞与の支給を受け、申立期間について〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届の写しから、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
3622	男		昭和12年生		50万円
3623	女		昭和22年生		80万円
3624	男		昭和11年生		55万円
3625	男		昭和21年生		75万円
3626	男		昭和24年生		68万円
3627	女		昭和38年生		42万円
3628	男		昭和29年生		65万円
3629	男		昭和23年生		55万円
3630	男		昭和25年生		68万円
3631	男		昭和28年生		75万円
3632	女		昭和34年生		48万円
3633	女		昭和28年生		48万円
3634	男		昭和22年生		70万円
3635	男		昭和48年生		52万円
3636	男		昭和40年生		52万円
3637	女		昭和37年生		38万円
3638	男		昭和52年生		60万円
3639	男		昭和54年生		45万円
3640	男		昭和45年生		58万円
3641	女		昭和40年生		45万円
3642	女		昭和53年生		38万円
3643	男		昭和56年生		35万円
3644	男		昭和52年生		38万円
3645	男		昭和54年生		35万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に工場間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する申立人に係る職歴証明書及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和32年8月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年10月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年10月から4年9月までは36万円、同年10月から5年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち、平成3年10月1日から5年9月30日までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では一般従業員として勤務しており、取締役となったことも知らなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは36万円、同年10月から5年8月までは38万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年9月30日以降の同年10月15日付けで、申立人と代表取締役の2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正され、申立人の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は商業登記簿によると、昭和63年以前からA社の取締役に就いたことになっているが、顧問税理士事務所、事業主の知人の証言、雇用保険の加入記録等から、申立人は、社会保険事務の手續に関与できる立場ではなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、適正な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初

届け出た標準報酬月額（平成3年10月から4年9月までは36万円、4年10月から5年8月までは38万円）に訂正する必要があると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成11年5月から13年12月までは28万円、14年1月から同年12月までは26万円、15年1月から16年10月までは28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成11年5月から16年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月1日から16年11月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低いことが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成11年5月から16年10月まで22万円となっているが、申立人から提出された11年から14年の源泉徴収票及び16年度A市課税証明書、16年の年末調整書類により、申立人は、11年5月から16年10月までの期間については、その主張する標準報酬月額(11年5月から13年12月までは28万円、14年1月から同年12月までは26万円、15年1月から16年10月までは28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人から控除した厚生年金保険料額を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の源泉徴収票等において確認できる

厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が長期間にわたって一致しないことから、事業主は、源泉徴収票等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではない。

申立期間②の申立人の標準報酬月額の記録については、平成14年8月は19万円、14年9月から同年11月までは20万円、14年12月から15年8月までは19万円に訂正することが必要であり、15年7月4日の標準賞与額の記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該訂正後の標準報酬月額及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月1日から同年8月1日まで
② 平成14年8月1日から15年9月1日まで

申立期間①について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成14年7月1日から勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額及び標準賞与額が実際に控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額等と相違していることが判明した。申立期間の保険料控除額を確認できる給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人から提出された給与支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成14年7月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の平成14年8月から15年8月までの標準報酬月額は18万円、15年7月4日の標準賞与額は25万円となっているが、申立人から提出された平成14年8月から15年8月までの給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付を行うのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる支給額から、平成14年8月は19万円、14年9月から同年11月までは20万円、14年12月から15年6月までは19万円、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、15年7月及び同年8月は19万円、標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、15年7月4日は26万円に訂正することが必要である。

また、申立人に係る給与及び賞与の保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額及び標準賞与額が平成14年8月から15年8月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書等で確認できる報酬月額又

は保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年5月から5年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から5年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年5月1日以降は53万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月31日以降の同年5月20日の処理日で、5年3月31日を資格喪失日とする届出が行われるとともに、8万円に訂正されており、同処理日において、被保険者であった12名中、申立人を含む11名の記録が減額訂正されている。社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月31日から55年1月1日まで
昭和52年3月1日にA社に入社し、同社に54年12月31日まで勤務した後、55年1月1日からB社に勤務したが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が54年12月31日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の事業主の供述から判断すると、申立人は、昭和54年12月31日まで同社に勤務した後、55年1月1日からはグループ会社であるB社に勤務しており、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年11月の社会保険事務所のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成13年1月から14年1月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から14年2月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、資格取得日の平成13年1月1日から30万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった14年2月26日以降の同年3月1日の処理日で、申立人を含む3名の記録が資格取得日にさかのぼって減額訂正されており、申立人については、30万円から9万8,000円に訂正されているが、社会保険事務所に於いて、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額の30万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年10月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年10月25日以降の同年11月29日の処理日で、7年10月16日を資格喪失日とする届出が行われるとともに、6年1月から同年10月までは8万円に、同年11月から7年9月までは9万2,000円へと訂正されており、同処理日において被保険者であった6名中、申立人を含む4名の記録が減額訂正されている。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額を事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年12月1日に、資格喪失日に係る記録を43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、41年12月から42年6月までの期間については3万9,000円、同年7月から43年1月までの期間については4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から43年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和37年4月1日から平成12年3月31日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、41年12月1日付けで同社本社から同社B支店に異動したが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、所属先、異動年月が記載された職務経歴表、回答書及びC健康保険組合からの回答書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和41年12月1日に同社本社から同社B支店に異動し、43年2月1日に同社B支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年11月、43年2月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和41年12月から42年6月までの期間は3万9,000円、同年7月から43年1月までの期間は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年12月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成8年7月から9年9月までの期間については36万円、同年10月から同年12月までの期間については34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年1月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成8年7月1日から10年10月15日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から9年9月までの期間については36万円、同年10月から同年12月までの期間については34万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年1月31日）以降の同年2月4日付けで、申立人を含む9名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、8年7月から9年9月までの期間については36万円から9万2,000円に、同年10月から同年12月までの期間については34万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようなさかのぼりにより記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年7月から9年9月までの期間については36万円、同年10月から同年12月までの期間については34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和53年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月8日から同年12月8日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和47年4月1日から平成13年3月31日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、昭和53年11月8日付けで同社B支店から同社本社に異動したが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、回答書、在籍証明書、社員個人情報ファイル書及び同僚の源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年11月8日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年12月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年12月1日、資格喪失日が10年1月1日とされ、当該期間のうち、9年12月30日から10年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を10年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月30日から10年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。平成10年1月1日にグループ会社のB社に異動するまでA社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年12月1日、資格喪失日が10年1月1日とされ、当該期間のうち、9年12月30日から10年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、商業登記簿により、申立人は、申立期間において、A社及びそのグループ会社であるB社の両社の取締役であったことが確認できる。

また、平成6年以降にA社からそのグループ会社のB社に転籍した従業員4

名の厚生年金保険の被保険者記録をみると、A社における資格喪失日とB社における資格取得日が全員同日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人においても、申立期間について、A社に継続して勤務していたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年11月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものと推認できる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成9年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年1月21日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に役員（総務部長）として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の標準報酬月額については、当初、平成2年8月から3年12月までの期間は53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（4年3月31日）の後の同年5月2日付けで、申立人を含む6名（全員役員）について、2年8月1日に遡及（他の1名については、同年10月1日に遡及、他の1名については、同年12月1日に遡及、他の2名については、平成3年8月1日に遡及、他の9名については、3年9月1日に遡及）して標準報酬月額が8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、上記の減額処理が行われた当時、申立人は、商業登記簿により、A社の取締役であったことが確認できるものの、社会保険事務所の記録では、同社が適用事業所でなくなった日（平成4年3月31日）の前の同年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、雇用保険の支給を受けていること及び同僚等の供述から、申立人は、上記の減額処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成2年8月から3年12月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的理

由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和25年4月1日に、また、B社（A社から分離した会社、後にC社）における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から26年5月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。大学を卒業してから定年まで同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社から提出のあった在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和25年4月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年12月及び26年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成5年8月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を5年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から5年6月1日まで
② 平成5年8月30日から6年2月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違し、申立期間②については、加入記録が無かった。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年8月31日）の後の7年3月3日付けで、申立人を含む3名について、4年12月1日に遡及して、申立人の場合、標準報酬月額が17万円に訂正処理されている。

また、申立人は、教師としてA社に勤務しており、上記の減額処理については、知らなかったと供述し、同僚1名も、申立人は社会保険の手続に関与

していなかったと供述している上、商業登記簿により、上記減額処理時に申立人が同社の役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間①に係る標準報酬月額を遡^{そきゆう}及して減額処理する合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（38万円）と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人の保管する「勤務報告書」により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成5年8月及び同年9月については、申立人の保管する給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定しており、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②のうち、平成5年8月及び同年9月の標準報酬月額については、給与支給明細書の報酬額から、12万6,000円とすることが妥当である。

加えて、社会保険庁の記録では、A社は、既に申立期間②において厚生年金保険法の適用事業所となっていないものの、商業登記及び複数の同僚に供述等により、申立期間②当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から聴取することはできないものの、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成5年10月1日から6年2月5日までの期間については、申立人は保険料控除額があったことを確認できる給与明細書等を保管しておらず、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主と連絡が取れず、当該期間に係る保険料控除額について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は平成5年8月30日に資格喪失したという記録は、同年10月7日に処理されていることが確認できる。

このほか、申立期間②のうち、平成5年10月1日から6年2月5日まで

の期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成5年10月1日から6年2月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の関連会社であるB社から提出された人事記録により、申立人が、A社に昭和44年8月1日から勤務していたことが確認できる。

そして、A社及びB社の人事担当者は、「A社では、現在と同じように、申立期間当時も、従業員を入社と同時に社会保険に加入させる取扱いをしていたと思う。」と供述しており、B社の人事担当者は、「これまでB社で仕事をしてきた常識から考えると、入社と同時に厚生年金保険に加入させないということは考えられない。」と供述している。

このことは、B社に保管されているA社の従業員の人事記録関係資料と社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿を照らし合わせると、申立人を除く従業員14名中13名が、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることから裏付けられる（なお、1名は入社日と資格取得日が1か月間相違しているが、この理由は不明とのこと）。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から46年1月までの期間及び47年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年6月から46年1月まで
② 昭和47年3月から同年8月まで

私は、結婚後の昭和36年6月に勤務先を退職してすぐに、区役所で国民年金に任意加入し、申立期間①については、納付書により期限ごとに金融機関で国民年金保険料を納付していた。また申立期間②については、47年3月に勤務先を退職してすぐに、区役所で国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である上、申立人が居住していた区では、申立期間①の大部分の期間の保険料の納付方法は印紙検認方式であったところ、申立人は、印紙を国民年金手帳に貼って保険料を納付した記憶はないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の納付状況リストによると、申立人は昭和47年9月に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号は同月に払い出されており、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から48年3月まで
私の国民年金は、結婚を機に、妻が、夫婦二人の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人夫婦が当時居住していた市では、保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に、申立期間の途中で移行しているが、印紙検認方式による保険料の納付方法及び保険料をさかのぼって納付した記憶も曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から48年3月まで

私は、結婚を機に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人夫婦が当時居住していた市では、保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に、申立期間の途中で移行しているが、申立人は、印紙検認方式による保険料の納付方法及び保険料をさかのぼって納付した記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5352 (事案 1891 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月まで

私は、経営していた会社を昭和 41 年 9 月に解散し、解散後すぐに区役所出張所で国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入手続及び保険料の納付方法、納付場所等の納付手続に関する記憶が曖昧である上、保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶はないと説明するなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 42 年 4 月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人は、現在所持している 42 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳が最初に交付されたもので、この手帳以前に手帳を交付された記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、現在所持する上記の国民年金手帳が初めて交付された手帳ではなく、それより前に手帳が交付されていたはずであると主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5353 (事案 1892 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 12 月ごろ、区役所出張所で転居手続きをした際に、国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入手続き及び保険料の納付方法、納付場所等の納付手続きに関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 42 年 4 月ごろに夫婦連番で払い出されており、この時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を交付された記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、現在所持する国民年金手帳が初めて交付された手帳ではなく、申立期間当時に、手帳が交付されていたはずであると主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年3月まで

私は、国民年金保険料を市役所支所で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年9月時点では、申立期間の保険料は過年度分の保険料となるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶及び市役所支所以外で納付した記憶は無いと説明している上、申立人が当時から居住している市では、市役所支所で過年度分の保険料を収納していなかったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年1月まで
母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を自治会か婦人会の集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の上の妹は、20歳になった昭和40年10月から42年12月まで国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和43年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの期間及び39年8月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年10月から36年3月まで
② 昭和39年8月から53年7月まで

私は昭和53年7月に国民年金に加入し、35年10月から53年7月までの国民年金保険料を区役所で一括納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金制度の準備期間であり、国民年金保険料の収納は行われぬ期間である。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、第3回特例納付により昭和36年4月から当該期間直前の39年7月までの保険料を納付していることが確認できるが、申立人が一括納付したとする金額は、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付で納付した場合の金額と大きく相違するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、当該期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間であり、申立人には任意加入適用期間となるため、制度上、当該期間の保険料を特例納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から43年2月までの期間、44年2月及び同年5月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から43年2月まで
② 昭和44年2月
③ 昭和44年5月から49年12月まで

母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。家業を継ぐために会社を退職した後は、集金人を通じて自身で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、当該期間当時、申立人と同居していた長兄は、当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、集金人を通じて保険料を納付し、領収証書を受け取っていたと説明しているが、当該期間の一部の期間の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、過年度納付を除き、領収証書は交付されない上、申立人の元妻は、婚姻後の20歳以降の当該期間に対応する期間は国民年金に未加入であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 7 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 46 年 3 月まで

私は、20歳になった昭和38年に市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。※印のようなマークが印字された保険料の納付を督促するはがきを受け取り、保険料を納付したことを憶えている。また、理容店で一緒に働いていた同僚は、当時の保険料が納付済みとなっていると聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の状況及び保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が受け取ったとするマークが印字された納付を督促するはがきは、申立人が当時居住していた市では、申立期間後の昭和52年10月まで保険料徴収業務を電算化しておらず、作成していなかったと考えられる。また、理容店の同僚から当時の事情を聞くことができない上、申立人は、理容店の同僚と一緒に保険料を納付したかどうか憶えていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年12月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から48年5月まで

私は、会社を退職後の昭和46年1月ごろに市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していなかったと説明している上、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 50 年 5 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 50 年 5 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで

私の妻は、昭和 53 年か 54 年に私の未納だった国民年金保険料をすべて特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、第 3 回特例納付による納付済み月数に、昭和 52 年 1 月から 60 歳になるまで保険料を納付した場合の納付月数を加えると、国民年金の受給資格期間を 7 か月超えること、及び申立人の妻は、第 2 回特例納付及び第 3 回特例納付による納付済み月数に、52 年 1 月から 60 歳になるまで保険料を納付した場合の納付月数を加えると、国民年金の受給資格期間を 4 か月超えることから、申立人夫婦は、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、第 3 回特例納付により保険料を納付したものと考えられるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 49 年 3 月まで

私の父は、市役所で私と妹の国民年金の加入手続をした。その際市職員から今なら 20 歳にさかのぼって保険料を納付することができると言われ、私と妹の保険料をまとめてさかのぼって納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 2 月時点では時効により保険料を納付できない期間である上、特例納付の実施期間でも無く、申立人が聞いている父親が納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付で納付すべき金額と大きく異なっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が、父親から聞いている国民年金の加入手続は 1 回であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの期間、45年7月から同年10月までの期間及び47年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで
② 昭和45年7月から同年10月まで
③ 昭和47年5月から同年9月まで

私は、両親に20歳になったら国民年金に加入するものと言われており、私が結婚するまでは両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているのに、申立期間の保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間は平成10年12月の厚生年金保険の記録整備により生じた未加入期間であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年1月時点では、申立期間①及び②は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、妹と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は、父が経営する店に区の職員が毎月集金に来ていたので欠かさずに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妹は、申立期間当時の未納期間及び納付済み期間が申立人と同一であり、申立期間の自身の保険料が未納である。また、申立人は、保険料を毎月区の職員に欠かさず納付していたと説明しているが、申立人が所持する昭和 41 年 2 月発行の国民年金手帳には、昭和 41 年度、43 年度及び 44 年度のページには検認印が押されておらず、それぞれの印紙貼付ページは切り離されていないこと、当該手帳により 42 年度の保険料を昭和 42 年 6 月及び 43 年 1 月にそれぞれ 6 か月分ずつ納付しており、さらに、申立人が当時居住していた区の申立人の被保険者名簿により、昭和 38 年度 1 年分の保険料を昭和 39 年 1 月に一括して納付していることが確認できることから、申立人が、当時毎月定期的に納付していたとは考えにくいなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年12月まで

私は、区民事務所に出向き、申立期間の国民年金保険料を納付していた。昭和58年4月に被保険者の資格喪失の手続をしたことはなく、保険料は納付し続けていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況、納付金額等に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和58年4月1日に被保険者資格を喪失したものとされていることに対し、申立人は、資格喪失の手続をしたことはなく、保険料の納付を続けていたとしているが、任意加入被保険者の資格喪失は、基本的に被保険者からの申出により処理され、資格喪失後は納付書が発行されないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年5月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年5月から44年3月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続をし、市役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度保険料となり、納付書納付の方法によることとなるが、申立人は、印紙検認により納付していたとしており、さかのぼって納付書により納付した記憶はないこと、また、申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人夫婦の欄には「不在」の記載があり、申立人は、手帳記号番号払出後に不在扱いとなり、保険料が納付されていない時期があったと考えられること、当該払出簿に不在扱いが回復された旨の記載が認められないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 42 年 3 月まで

私の姉は、私が専門学校に入学し姉の家で同居し始めた昭和 39 年 6 月ごろに、私の国民年金の加入手続をし、昭和 41 年 3 月まで私の国民年金保険料を納付してくれた。その後は、私の母が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉及び母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、申立人の姉が申立人の保険料を納付していたとする昭和 39 年 6 月から 41 年 3 月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の姉は、申立人の保険料を含め学資や生活費を負担していたと思うとしているが、具体的な保険料の納付状況等が不明確である。また、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたとする 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間については、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親から納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の姉及び母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 8 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 52 年 6 月まで

私は、婚姻した昭和 43 年 6 月に、国民年金の加入手続をし、39 年 8 月分までさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後も保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 1 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から59年8月まで

私は、婚姻した昭和44年に国民年金の加入手続をし、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付していたとする保険料の金額及び納付頻度の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年9月に国民年金に任意加入しており、当該加入時点では、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年12月まで
私の夫は、結婚した昭和40年4月に私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間当時に交付を受けたとする申立人の国民年金手帳の形式等及び納付したとする保険料の金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 7 月までの期間及び 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 59 年 7 月まで
② 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に会社を退職し、翌日、区役所で国民年金の加入
手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料
が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時
期の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況を知っていると思われる母親から
当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であ
ることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 8 月時点
では、申立期間①は時効により大部分は保険料を納付することができない期
間であり、申立期間②は過年度納付をすることが可能な期間であるが、申立
人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い
出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

東京国民年金 事案 5402

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から53年3月まで

私は、市役所から国民年金への加入勧奨の葉書が来た昭和48年6月ごろ国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入時期、保険料額等の記憶が曖昧である。また、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され保険料を一緒に納付していたとする夫も申立期間の保険料は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5403

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から58年3月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から58年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

私の国民年金保険料は、夫が納付しており、夫から年金はもらえるから一人になっても安心しろと言われていた。申立期間①が未加入で、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間①については、申立人は夫から保険料を納付したことを聞いたことが無いと説明しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 12 月まで

私は、納付書が届くと信用金庫の外交員へ依頼して国民年金保険料を納付していた。督促状が届いた時も姉や姪と一緒に区役所で分割納付を依頼して、その分はすべて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である。また、申立人が申立期間後に過年度納付したことが確認できる昭和 60 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人と同居し、同じ金融機関の外交員に保険料を納付していたとする姉及び姪も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年1月までの期間及び46年10月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から46年1月まで
② 昭和46年10月から51年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5406

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 9 月まで

私の国民年金保険料は、自宅で開業していた鮮魚店の会計を担当していた母が、父、母、私の夫と私の 4 人分を集金人に納付し、納付書に変わってからも納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 3 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5413

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年3月まで

私は、昭和45年の離婚後に国民年金に加入し、それまで未納だった国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 47 年 10 月から 54 年 8 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 10 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 54 年 8 月まで
② 昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 63 年 10 月まで

私は、国民年金に加入した昭和 47 年 10 月から平成元年 7 月まで、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間②が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間①及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である。また、申立人は、当該期間当初の昭和 59 年 9 月に 60 歳になっており、制度上、当該期間は、国民年金に加入できない期間である上、申立人が国民年金手帳に貼付している 3 通の「年金手帳（国民年金）の記載更正通知書」（以下「通知書」という。）のうち 61 年 6 月 13 日付けの通知書には、制度改正により 60 歳以上 65 歳未満の者が国民年金に任意加入できるようになった当該期間直後の 61 年 4 月に任意加入したと記載されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間①及び③については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は付

加保険料の納付書の形式、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}である。また、申立人が所持する昭和 54 年 9 月 22 日付け通知書に申立期間①直後の 54 年 9 月に付加保険料納付を申し出たと記載されており、それより前の 47 年 4 月 1 日発行と印刷された国民年金手帳及び 53 年 4 月 21 日付け通知書には、付加保険料納付の申出日が記載されていない。さらに、61 年 6 月 13 日付けの通知書には、申立期間③当初に国民年金に任意加入したと記載されているものの、付加保険料納付の申出日は記載されていないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が昭和 47 年 10 月から 54 年 8 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 10 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から同年 7 月までの期間、37 年 2 月及び同年 9 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 37 年 2 月
③ 昭和 37 年 9 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に結婚してから夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法、納付場所、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付していたとする夫も、申立期間のうち昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料を第 1 回特例納付により納付した 46 年 10 月 19 日の直前の時点では、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 11 月時点では、申立期間①、②、及び③の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5420

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年6月まで

私は、昭和47年9月の結婚を機に、市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。その後、49年8月に他市へ転居した後も、転居前の市役所で交付された納付書で保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額等の記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿から、申立人は、昭和50年7月に国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 2 月まで
私の母は、私が 20 歳になった時から学生の間、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、卒業後に母親から国民年金手帳を受け取ったことや所持した記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人の住民票があったとする市及び所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から51年6月まで

私は、申立期間は厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、国民年金保険料を納付していた。還付を受けた記憶は無く、社会保険庁には、いつどの口座に還付したかの資料も残っていないのに、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、「還付・充当・死亡一時金等リスト」に申立期間の保険料の還付金額、還付期間、還付決議日及び還付理由が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 45 年 3 月まで

私は、時期は不明であるが、昭和 48 年以降に母から年金手帳と領収証書を受け取り、母が国民年金保険料を納付していたことを聞いた。申立期間の保険料は、母が納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 3 月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月まで

私の夫は、結婚した時に私の国民年金の加入手続をし、私の 20 歳から結婚するまで未納であった 3 年分の国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付してくれた。その後は、夫が夫婦二人分の保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫は、申立人の 20 歳から婚姻するまでの保険料をさかのぼって納付したとしているが、納付金額に関する記憶が不明確であるなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57 年 3 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から45年7月まで

私は、昭和37年に高校を卒業後、両親が共働きのため家事手伝いをしてきた。父は、私が20歳になった時、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、昭和43年以降は父親と別居しており、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 49 年 5 月まで

私は、昭和 42 年 4 月に父の経営する会社に入社したときに、市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和 42 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続をしたと説明しているが、当該市への住所変更は 42 年 10 月であることが戸籍の附票で確認でき、42 年 4 月時点では当該市役所で国民年金の加入手続はできない上、申立人は、国民年金の加入手続及び納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が国民健康保険料と一緒に納付していたか又は母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立人の母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年2月に払い出されていることが確認でき、申立期間より前又は申立期間当初の時期に申立人の実家が所在する市又は当時申立人が居住していた区で申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無いこと、申立期間直前の39年10月から40年3月までの納付済みの保険料は上記の46年2月に払い出された手帳記号番号をもって納付されており、同月以降に納付されたものと考えられること、母親と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、実家の事業を継いだ兄は、36年4月から49年3月までの保険料は未納であり、婚姻前に申立人と同居していた姉も20歳になった37年9月から婚姻までの期間は国民年金に未加入であることなど、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 42 年 4 月までの期間、45 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月から 42 年 4 月まで
② 昭和 45 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の母は、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 55 年ごろ国民年金の加入手続を行い、夫婦 2 人分の未納分の国民年金保険料をすべて一括納付し、以来ずっと付加保険料を含めて保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、附則 4 条納付者リストから、申立人は、昭和 55 年 6 月 13 日に、36 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該納付時点において、特例納付をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること、申立人は、取引金融機関で定期預金を解約して納付したと説明しているが、当該金融機関で昭和 55 年 4 月から 8 月までの間に定期預金を解約した記録はないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 55 年ごろ国民年金の加入手続を行い、夫婦 2 人分の未納分の国民年金保険料をすべて一括納付し、以来ずっと付加保険料を含めて保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、附則 4 条納付者リストから、申立人は、昭和 55 年 6 月 13 日に、36 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該納付時点において、特例納付をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること、申立人の夫は、取引金融機関で定期預金を解約して納付したと説明しているが、当該金融機関で昭和 55 年 4 月から 8 月までの間に定期預金を解約した記録はないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年3月まで

私は、子供が1、2歳だった昭和48年ごろ、大家さんの奥様に国民年金への加入を勧められて、区役所出張所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。手書きの領収書を受け取った記憶もある。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年5月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であり、さかのぼって保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は現在所持する上記の昭和52年に交付されたとみられる国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 24 日から同年 10 月 3 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 44 年 4 月 20 日まで

平成 20 年 3 月ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の制度については知らず、請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 7 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月10日から同年12月1日まで
② 昭和24年4月1日から同年10月16日まで
③ 昭和28年5月8日から30年1月27日まで
④ 昭和30年1月27日から31年4月22日まで

私が78歳のころ、姉に頼み年金記録を確認してもらったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする当時は制度も知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給月数、支給金額及び支給年月日が記載されている上、申立人の脱退手当金は昭和33年3月18日に支給決定されており、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間後我が国での年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 29 日から 33 年 9 月 9 日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、当時厚生年金保険については何も知らず、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 9 月 9 日の前後 6 か月以内に資格喪失した者 29 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者のうち 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることや、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 33 年 12 月 26 日の直前の同年 11 月 26 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を A 省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から27年12月1日まで
② 昭和28年11月1日から33年4月9日まで

57歳ごろに、社会保険事務所へ年金支給額の確認に行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間②の事業所を退職する時には、再就職をするつもりであり、事業所の担当者に厚生年金保険を脱退しない旨を伝え、脱退手当金を受け取らなかったため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月9日の前後2年以内に資格喪失した者9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年9月3日に支給決定されており、事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月15日から27年10月16日まで
② 昭和30年7月10日から31年3月31日まで

平成20年8月ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間②の事業所については勤務した覚えはなく、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に係る事業所については勤務した覚えがないと主張しているが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者名簿は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①及び②の事業所名や標準報酬月額等が記載されており、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間に係る最終事業所を退職後、昭和42年3月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 2 日から 37 年 12 月 21 日まで
平成 11 年 3 月ごろ、社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期には、実家に帰省していたが脱退手当金を受け取った覚えは無く、退職後、2 年 8 か月も経ってから請求手続を行うことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、長期間の国民年金保険料の未納期間があるなど、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月27日から30年8月9日まで
老齢年金の受給資格について社会保険事務所へ相談に行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の制度については知らず、脱退手当金をもらった覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年10月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
60 歳ごろ、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 41 年 6 月 24 日の直前の同年 5 月 18 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 41 年 6 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月15日から36年11月1日まで
社会保険事務所へ年金の受給資格について相談に行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時に脱退手当金をもらった記憶は無く、脱退手当金が支給されたとする時期は、子供が幼く脱退手当金の請求手続を行える余裕は無かったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間前に加入した共済組合から退職一時金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立期間の事業所を退職後、昭和61年4月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難いほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年1月31日まで
② 昭和26年1月12日から同年7月1日まで
③ 昭和27年10月1日から33年3月1日まで

ねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録が無いことに気付き、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、会社から脱退手当金について説明を受けたことは無く、受け取った覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年5月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 1 日から 44 年 9 月 30 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで

平成 20 年 5 月ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に軽微な計算上の誤差が認められるものの、支給されたとする額は法定支給額とほぼ一致しており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間に係る最終事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、昭和 53 年 7 月まで国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間当時は、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 5 月から同年 11 月まで
②昭和 63 年 10 月から平成元年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、及びC社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に季節工として勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①においてB社では、同社には申立期間当時の人事記録等の資料が残されておらず、申立人のA社時代における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除の有無については不明としているほか、当時の同社では、申立人のように季節工として入社していた従業員は、社会保険に加入させていなかったとしている。

また、申立人が氏名を記憶している季節工として同時に入社したとする同僚は、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録を確認することができない。

さらに、上記名簿により、申立人の申立期間と同時期に厚生年金保険に加入記録のある従業員 10 人に対し照会したところ、7 人の従業員から回答があったものの、いずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認ができなかった。なお、申立期間当時のA社における季節工に対する厚生年金保険の取扱いについて分かる同僚はいなかった。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社には申立期間当時の人事記録等の資料が残されておらず、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除の有無については不明としている。

また、同社は申立期間当時、季節工で採用した場合には雇用保険に加入させても、厚生年金保険の加入は強制ではなく、本人の意向に基づいて決めており、厚生年金保険には加入しない季節工が多かったとしている。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同社に入社したと主張する前後の2か月間に厚生年金保険の資格を取得した従業員のうち住所の判明した5人の従業員に照会し、4人から回答があったが申立人を記憶しているものはいなかった。

さらに、回答のあった4人の従業員のうち二人が季節工であり、このうちの一人が申立人と同様に働いていた他の季節工の氏名を記憶していたが、当該同僚についても上記被保険者名簿において記録を確認することはできなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月から 24 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に勤務したことは確かなので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、勤務期間は明らかでないが、申立人が昭和 23 年ごろにA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、国の雇用者であるとの身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは、昭和 24 年 4 月 1 日からであり、社会保険事務所の記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのも、昭和 24 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間のうち、21 年 3 月から 24 年 3 月までは適用事業所になっていない。

また、B局は、A事業所における申立人の申立期間の在籍記録及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳による調査をしたが、いずれにおいても申立人の氏名は確認できなかったと回答している。

さらに、前述の同僚は、昭和 24 年ごろの申立人の記憶は無いとしており、A事業所が適用事業所となった同年 4 月以降の申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等は不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月ごろから 50 年 12 月ごろまで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。
しかしながら、A社は既に解散しており、同社の元事業主は申立人が同社で勤務していたことは記憶しているが、当時の人事記録等の資料は保存されていないことから、申立人の勤務状況及び保険料控除などについては不明であると供述している。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 54 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていない。

さらに、申立人が記憶している同僚 3 名のうち、2 名は死亡しており、残り 1 名も連絡先を把握できず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚等の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、A社は既に全喪しており、当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、申立期間のうち、昭和 41 年 9 月 30 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日以後の期間については適用事業所となっていない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において、厚生年金保険に加入していることが確認できる 10 名の従業員に照会したところ、これらのうち 7 名は、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間において、同社の別の事業所で厚生年金保険の加入記録を有していることが判明したため、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は見当たらなかった。

加えて、上記の照会に回答のあった者のうち、申立人と同じ自動車運搬業務を担当していた 1 名からは、「同社では、申立期間当時、20 数名が自動車運搬業務に従事していたが、この半数以上は短期雇用の臨時職員であり、これらの者は社会保険に加入していなかったと思う。」との供述もある。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 11 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述及び申立人の申立期間当時の同社に係る具体的な供述から、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人はA社でパートタイマーとして勤務していたとしていたところ、同社の当時の店長は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、A社の人事担当者は、申立期間当時の資料は保存されていないものの、厚生年金保険に加入させていない従業員からは保険料を控除していないはずであると供述している。

さらに、申立人は、夫の厚生年金保険の資格喪失日の翌日である昭和 47 年 4 月 29 日から、申立人夫妻が居住していた区において国民健康保険に加入しており、これは、申立人自身が、申立期間当時、夫の扶養になっていた旨を供述していることを裏付けている。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 18 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の支給総額に相当する標準報酬月額となっていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額に相当する標準報酬月額より低い標準報酬月額になっていると主張している。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に標準報酬月額を計算したところ、同標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、「当時は金銭的な余裕が無く、本人の了解の上で、標準報酬月額を低くして社会保険事務所に届け出た。なお、その他の社員についても同様の取扱いをしていた。」と供述している。

これらのことから、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 55 年 4 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間のうちの一部期間（昭和 45 年 1 月 29 日から 46 年 12 月 10 日、47 年 5 月 11 日から 48 年 2 月 10 日、48 年 5 月 11 日から同年 11 月 30 日、49 年 5 月 25 日から同年 11 月 30 日、50 年 4 月 11 日から同年 11 月 30 日、51 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日、54 年 3 月 1 日から同年 6 月 22 日まで）について、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人は日雇いの臨時作業員として雇っており、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかったと思う。」と供述している。

また、A社は既に倒産しており、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入に関する資料は保存されていないことから、申立人の申立期間における正確な勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和 51 年 4 月以降の期間において、国民年金保険料を納付、または納付の免除を申請していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 10 日から 39 年 7 月 10 日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場C事業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、高等学校に通いながら勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に勤務した同僚及び実兄の証言から、期間までは特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社では、申立人の申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

一方、A社B工場では試用期間を設けており、この間は、厚生年金保険に加入していなかったと回答している。

また、当時の従業員に確認したところ、A社では、期間は一定ではないが試用期間があり、この間は、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票から申立人と同日（昭和 39 年 7 月 10 日）に厚生年金保険に加入している従業員に照会したところ、勤務した事業所は異なるものの、申立人同様、高等学校に通いながら勤務していたと供述している。

加えて、当該従業員の入社から厚生年金保険加入までの期間は 13 か月となっており、申立人の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A会第4期生としてB社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間においては、同社D支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会の複数の同期生の供述により、申立人が、申立期間においてB社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業を承継したC社は、「申立期間当時、B社は、E地区内にある販売店を管理の対象としていた。B社D支店のようにE地区外にある販売店は、同社の管理対象外であり、厚生年金保険への加入の有無は販売店ごとに取扱いが異なっていた。」と回答しているところ、B社D支店は、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人が記憶しているB社D支店の当時の事業主及び複数の同僚は、いずれも連絡先が不明であり、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年1月ごろから23年3月ごろまで
②昭和23年4月ごろから29年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間もそれぞれの会社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和21年1月ごろから23年3月ごろまで、A社で会社内部の連絡係として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既にその事業を廃止しており、代表者、経理担当者並びに申立人が記憶している上司及び同僚は、いずれも死亡又は所在不明等のため、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、理由は不明であるが、昭和20年11月1日までに同社の全被保険者が資格を喪失し、21年4月1日に47人が資格を取得している。

そこで、昭和21年4月1日又は同日から1か月ないし2か月の間に資格取得している複数の従業員に照会した結果、いずれも、自分は工員として勤務していた旨供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚で、申立期間①当時に同社で事務職員として勤務していた者は、上記被保険者名簿では、昭和20年11月1日に資格喪失後、23年12月1日に資格を再度取得しており、20年11月1日から23年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、申立人は、申立期間①当時、申立人と同様に会社内部の連絡係として勤務していた同僚を二人記憶しているところ、そのうちの一人は、昭和23年12月1日までA社における厚生年金保険の加入記録が無く、もう一人は、その氏名が上記被保険者名簿に見当たらない。

これらのことから、申立期間①当時、A社では、工員以外の従業員については、厚生年金保険に加入させることを相当期間控えていたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、複数の同僚の供述により、申立人が昭和23年4月ごろからB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主や経理担当者は既に死亡しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同事業所がD社に名称を変更した昭和29年12月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、C社の役員は、「D社に関する書類を税理士から引き継いだ際に、社会保険関係に関する書類は無く、商号変更前のB社についても厚生年金保険の適用事業所になっていなかったと思う。」と供述している。

また、上記同僚のうちの一人は、「B社は個人商店で、厚生年金保険には加入していなかった。D社に商号変更したときに厚生年金保険に加入する話があった。給与から厚生年金保険料が控除されたことはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 3 月 27 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 3 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年 3 月 28 日に、申立人の標準報酬月額は、8 年 3 月から同年 9 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円に、同年 10 月から同年 12 月までは 41 万円が 9 万 2,000 円に、9 年 1 月及び同年 2 月は 20 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、時期は明確に覚えていないが、A社は社会保険料を滞納していたため、政府管掌健康保険から脱退して国民健康保険に切り替えたいと社会保険事務所へ相談に行った際、社会保険事務所の職員が提示した書類に押印したとしており、当該書類が自身の標準報酬月額の遡及訂正に係る届出書であったかどうかは記憶に無いとしているところ、3人の従業員は、当時の給与計算及び社会保険関係の手続はすべて申立人が行っていた旨供述しており、代表取締役であった申立人が、当該書類の内容を確認もせず押印したとは考え難い。

また、A社の二人の従業員は、申立期間当時、同社の経営状態はかなり苦しく、申立人から、政府管掌健康保険を脱退して国民健康保険に切り替えたことを伝えられ、当該従業員の給与も急激に引き下げられていったため同社を退職

した旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時にA社の業務の執行に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額
の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人
の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認める
ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間の標準報酬月額が、実際の支給額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与明細書と源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社の代表者は「当時は運転手の手取り額を増やすために、報酬月額を実際の給与額に見合う額より少ない額にして社会保険事務所に届け出ている。」と供述している。

そして、申立人から提出された、平成 5 年 1 月から 10 年 4 月までの分の給料明細書並びに平成 3 年分、5 年分、6 年分、7 年分及び 8 年分の源泉徴収票上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額とほぼ一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このことから、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年ごろから 46 年ごろまで
② 昭和 49 年 5 月から 53 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの事業所に乗務員として間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に解散しており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、当時、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった上、当該複数の従業員は、「同社の乗務員の給与は、ほとんどが歩合給で、厚生年金保険に加入していない従業員が多かった。」「当時、同社の社会保険事務は、適正に行われていなかった。」と供述している。そして、社会保険事務所の記録から、A社に2年半程勤務していたと供述している従業員の同社における厚生年金保険の加入期間が15か月、同社に3年間勤務していたと供述している従業員及び2年間勤務していたと供述している従業員の同社における厚生年金保険の加入期間がそれぞれ4か月であることが確認できる。

申立期間②について、B社の従業員の供述から判断すると、勤務の期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間②当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が申立人のことを記憶していたが、勤務の期間や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。そして、当該複数の従業員のうち4人の従業員は、「同社では、厚生年金保険は希望者のみが加入していた。」と供述している。

さらに、当時のB社の経理担当者は、「当時の同社では、3か月の試用期間があり、試用期間後に社長が個別に従業員について厚生年金保険に加入させるかどうかを決めていた。そのため、勤務の実態がありながら厚生年金保険に加入させないケースがあった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 49 年 6 月まで
② 昭和 59 年 5 月から平成 3 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち申立期間①、及びC社D支店に勤務していた期間のうち申立期間②のそれぞれの標準報酬月額が、自分が記憶している賃金額より低額であるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた期間は、給与が下がった記憶は無く、常に標準報酬月額の上限以上の給与を受けていたのに、社会保険庁のオンライン記録では、昭和 46 年 4 月に 10 万円から 9 万 2,000 円、同年 10 月に 8 万 6,000 円に下がっており、その後も当時の標準報酬月額の上限になっていないと申し立てている。

しかし、B社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することはできないが、同社では、仕事の範囲や内容により給与が上下することがあったとしており、このことについて、社会保険庁のオンライン記録から、当該期間当時にA社で厚生年金保険に加入している従業員の記録を確認したところ、申立人と同様に営業部員であった従業員を含む複数の従業員について、時期により標準報酬月額が減額されている例があることが確認できる。

また、当該期間当時のA社の社会保険事務担当者は、社会保険の手続きは、税理士を通じて適正に行っており、給与の支給額に基づかないで標準報酬月額を決定し届出することはなく、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合っ

た厚生年金保険料を給与から控除していたと供述している。

申立期間②について、申立人は、昭和59年5月21日からC社D支店に勤務し、61年6月からは、同社同支店に籍を置きながら海外駐在員として、E国で勤務していたが、この期間も標準報酬月額の上限以上の給与を受けていたのに、当時の標準報酬月額の上限になっていないと申し立てている。

しかし、C社は、国内の従業員については、給与の支給額に基づいて標準報酬月額を決定して社会保険事務所に届け出ており、標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。また、海外駐在員の標準報酬月額の決定については、海外で支給されている給与の支給額ではなく、日本でそのまま勤務していると仮定して報酬月額を算出し、それに基づいて標準報酬月額を決定しており、申立人が海外で支給されていた給与より低い標準報酬月額になることがあると説明している。

また、C社D支店が加入していた厚生年金基金の申立人に係る記録は、社会保険事務所の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、社会保険事務所のC社D支店の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員で、申立人と同年代の従業員二人の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額とほぼ同額で推移していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 38 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社本店内にあった社員食堂である“B店”に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。健康保険証を使って歯医者に行った記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の写真から、勤務期間は特定できないが、申立人は、B店に勤務していたことは推認できる。

しかし、B店は、社会保険事務所には適用事業所としての記録は無い上、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社本店ビルの管理会社であったC社の社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿から、当時、厚生年金保険に加入していた複数の従業員にB店について照会したところ、3人の従業員が、B店は、個人経営の事業所によるテナント運営又は外部委託による運営だったと回答している。そして、現在のA社本店ビルの管理会社であるD社は、B店という名前の社員食堂は確かに当該ビルにおいて営業していたが、昭和44年ごろに閉鎖したため、B店の正式な事業所名や代表者の氏名及び所在は分からないと回答している。

加えて、申立人は、当時、夫と一緒にB店で勤務していたと供述しているが、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の夫の厚生年金保険の加入記録を確

認したところ、昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 1 月 26 日までの期間は、別事業所において厚生年金保険に加入しており、同年 1 月 27 日から 40 年 8 月 16 日までの期間は、厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 1 月 12 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 47 年 9 月 1 日に同社に入社したのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主は、従業員や厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、A社の複数の従業員は、「当時の同社では、入社してから一定期間厚生年金保険に加入させないとする取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。そして、当該複数の従業員のうち、昭和 47 年秋ごろに入社したと供述している従業員は、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の 48 年 1 月 12 日に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録では、昭和 48 年 1 月 12 日に加入していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 7 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 3 月 27 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、4 年 5 月から 6 年 1 月までの期間について、53 万円から 8 万円に、同年 2 月から同年 10 月までの期間について、44 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 1 月までの期間について、44 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時は、会社の経営が苦しく、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

また、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるための手続について、社会保険事務所に相談に行った際、社会保険事務所の担当者から社会保険料の滞納分を解消する方法として、申立人の標準報酬月額をさかのぼって訂正して補填する方法があるとの説明を受け、それに同意したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理にいったん同意しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年2月1日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成8年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年2月2日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、6年3月から8年1月までの期間について、44万円から9万2,000円にさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「バブル崩壊後から会社の経営状況が悪化し、申立期間当時も会社の経営が苦しく、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険の事務手続は、経理担当者がやっていたが、会社の実印は、自分が管理しており、自分の同意を得ずに社会保険の事務手続をすることは無かった。」「滞納保険料についての相談で社会保険事務所に行った際、社会保険事務所の徴収担当官に保険料の滞納が他の社員の年金に影響するのか聞いたところ、自分の年金にのみ影響するとの説明を受けた記憶がある。」と供述しており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでない

と主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、清算され、申立期間当時の同社の事業主、総務経理担当役員及び申立人が勤務していたとするB支店の支店長も死亡しているため、同社やこれらの者から申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

また、社会保険事務所のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、同名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人が勤務していたことを記憶している者は3人いたが、申立人の加入状況等は不明であるとしており、別の役員は、当時、正社員は試用期間経過後に厚生年金保険に加入し、勤務期間が限定の従業員や短時間勤務の従業員は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 31 年 4 月 1 日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の従業員の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないが、同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社と合併したC社の事業主は、申立期間当時の資料を保存していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している上司2名のうち、1名は不明、もう1名は既に死亡していることから、社会保険事務所のA社B工場に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入し、所在が確認できた従業員30名に照会したところ、そのうちの17名は、「同社同工場では、当時、臨時工を採用しており、当該臨時工については、採用して相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、申立人は、A社B工場の採用条件である資格を取得するため、昭和31年4月から32年3月まで学校に昼間に通学したとしており、D局作成の資料から、申立人に係る同資格の技能試験検定の学科試験日が32年1月13日であり、合格証発行日が同年3月18日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び従業員の供述並びに申立人が同社退職後に入社したB社が保管している申立人の履歴書から、申立期間のうち、昭和63年12月から平成2年3月までの期間については、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金の届出用紙は複写式で、届出に当たっては、健康保険組合から社会保険事務所を経て厚生年金基金へ回送されていた。」と供述しているが、申立人については、いずれの記録も無い。

また、A社における厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてみると、申立期間当時、同社の従業員はいずれも双方の保険に加入しており、加入期間も一致していることが確認できるが、申立人については、雇用保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間を含め国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和16年4月1日から17年12月15日まで
②昭和19年4月1日から20年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているが、労働者年金保険法では、申立期間①のうち、昭和16年12月31日以前の期間については、同法が施行される前の期間であり、また、17年1月1日から同年5月31日までの期間については、保険料徴収までの施行準備期間であることから、同法上、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

また、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から同年12月15日までの期間については、労働者年金保険法の適用の期間であるものの、社会保険事務所では、A社に係る厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）の被保険者名簿の新規適用年月日及び申立人の加入記録部分は焼失しており、確認できないとしている。

しかし、社会保険事務所に現存するA社に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票及び労働者年金保険手帳番号払出簿により、申立人を含む9名が、昭和17年12月15日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和20年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっており、当時の従業員に係る資料が入手できず、当時の事業主は所在不明で連絡が取れないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、復元された社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員8名の氏名が判明したものの、いずれも死亡又は連絡が取れないため、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に入社したのは昭和19年4月1日であるので、厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和23年1月1日であり、申立期間②において同社は適用事業所となっていない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員に係る資料が入手できず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同事業所における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、B社の臨時工場であるC社が適用事業所となった昭和20年7月1日に同社に係る被保険者名簿から確認できる従業員26名のうち、所在が判明した2名の者に確認したが、いずれも当該事業所の厚生年金保険料の控除について記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 15 日から 37 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も代表取締役として勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿では、申立人は、昭和 33 年 10 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、34 年 6 月 15 日に資格を喪失後、37 年 6 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、34 年 6 月から 37 年 5 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社は既に倒産しており、申立期間当時の資料は入手できず、当時の事業主であった申立人は死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社に勤務していた申立人の次女は、申立人が同社の厚生年金保険の手続を行っていたと供述しており、申立人自身が厚生年金保険の未加入期間について自分自身の給与から保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた従業員から申立期間当時の申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険の控除等について確認することができない。

その上、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿を確認したとこ

る、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番が見当たらず、同社に勤務していた上記次女も、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の未加入期間がある。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年3月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿では、申立人は、昭和33年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、35年10月1日に資格を喪失後、37年3月1日に同社において再度資格を取得しており、35年10月から37年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社は既に倒産しており、申立期間当時の従業員に係る資料は入手できず、厚生年金保険の手続を行っていた当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた従業員から申立期間当時の申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所において申立人に係る記録が失われたとは考えられず、同社の事業主も、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の未加入期間がある。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和57年12月24日から58年2月6日まで
②平成2年6月1日から同年6月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった同社の厚生年金保険被保険者に係る整理番号表では、申立人の資格取得日は昭和58年2月6日、退職日は62年7月31日と記載されており、資格取得日は社会保険事務所の記録と一致している上、資格取得日及び退職日は、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日の記録と一致している。

また、A社では、上記整理番号表のほかに申立期間①及び②当時の従業員に係る資料を保存しておらず、また、当時の事情を確認できる経理担当者も既に在籍していないため、申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

さらに、申立人が記憶していたA社の当時の同僚はいずれも連絡先等が不明であるため供述が得られず、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた従業員はいずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、上記従業員のうち複数の者は、申立期間①当時、A社では入社後に

試用期間を設け、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している日から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも2か月程度となっていることが確認できる。さらに、これらの従業員は、いずれも同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

その上、申立期間①及び②における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況等について確認するため、申立人に繰り返し照会したものの回答は無く、連絡も取れないため、申立人から当該状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年2月23日まで

社会保険庁のオンライン記録では、役員（監査役）としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年6月から同年11月までは30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年2月23日以降の同年3月6日に、申立人を含む従業員5人全員の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の所在地を管轄する社会保険事務所から提出のあった同社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書（写し）によれば、同社には社会保険料の滞納があったことが認められる。

また、B信用金庫C支店から提出のあったA社の社会保険料振替口座の記録によれば、平成9年12月及び10年1月の2か月分の社会保険料が振替されていないことが確認でき、当該振替されていない金額は、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記録を基に算定した、申立人を含む従業員5人全員の社会保険料減額分の合計額とほぼ一致している。

さらに、A社の所在地を管轄する法務局の記録では、同社の閉鎖登記簿謄本により、申立人が平成7年10月2日に監査役に重任していることが確認できる上、申立人は、「自分は申立期間当時、A社において経理を担当しており、

また、社会保険関係の事務手続については、同社の代表取締役である夫に代わって代表者印を預かり、関係書類の該当欄に記名・押印していた旨供述しているところ、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、A社における社会保険関係事務に職務上関与し、自身等の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の役員（監査役）及び経理担当者として自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 42 年 2 月から 43 年 5 月まで
③ 昭和 45 年 11 月 11 日から 46 年 5 月 10 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②並びにB社（現在は、C社）に勤務した期間のうち申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間においてもそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社が加入していたD取引所（当時はE取引所）が保管している外務員登録証により、申立人が、昭和 40 年 4 月 17 日から同年 6 月 23 日までは同社F出張所に、42 年 4 月 27 日から 43 年 5 月 7 日までは同社G出張所に外務員として勤務していたことは認められる。

しかし、A社の当時の代表者は、同社の各出張所の外務員については厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

また、申立人は、A社F出張所及び同社G出張所における外務員をそれぞれ一人ずつ記憶しているところ、いずれも同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③については、申立人の上司及び同僚の供述により、申立人が、昭和45年11月ごろからB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間③当時のB社の経理担当者は、「申立人は、B社の社長の実弟として入社から数か月間は客員扱いで、正社員扱いではなかった。その間は厚生年金保険に加入しておらず、社会保険事務所に届出を行っていない以上、給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録では、申立人と一緒に昭和45年10月ごろB社に入社したとする同僚は、申立人と同様に46年5月10日付けで、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から32年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社C工場に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金明細書、履歴書、B社から提出された人事記録並びに当時の上司及び同僚の供述により、申立人が、昭和31年5月1日から同年10月末までA社C工場に勤務し、同年11月1日に同社D工場へ異動したことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社C工場は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の人事総務本部の者は、「入退職を管理する一覧表より、申立人を昭和31年5月1日に臨時社員として採用し、32年4月21日に本採用したことが確認でき、当時臨時社員は日給制であった。」と供述しているところ、申立人は月給制であったとしており、申立人との供述に齟齬が見られる。

さらに、上記上司は、「A社C工場は、昭和31年11月1日に閉鎖され、自分と申立人を含む5人が、同日に同社D工場に異動した。」と供述しているところ、当該上司を含む正社員であるとする3人は、昭和31年4月1日に本社採用となり、同年11月1日から同社D工場の厚生年金保険被保険者となっている一方、申立人を含む2人は同年5月1日にA社C工場に採用され、32年2月1日より同社D工場において、厚生年金保険被保険者となっている。このことについて、上記同僚は、昭和31年5月1日にA社C工場に臨時職員と

して採用され、同年11月1日より同社D工場へ異動した後も、32年1月末まで同社C工場の在籍扱いとされたためである旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 55 年 8 月 1 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚等の供述により、申立人が、昭和 55 年 8 月ごろからA社で営業職員として勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚等のうち、申立期間当時にA社で経理事務を担当していた者は、「当時、営業職員は短期間で辞める人が多く、給与の支払も歩合制だったので、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。このことについて、申立人は、自分は営業職員であったものの、給与の支払は固定給制であったと主張するが、申立人から提出された申立期間当時の家計簿には歩合給に関する記載が見られる。

また、上記経理担当者は、申立人のほかに、A社で勤務していた歩合制の営業職員を3人記憶しているところ、いずれも社会保険事務所において同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、公共職業安定所の記録により、申立人が雇用保険の被保険者となったのは、昭和 59 年 9 月 1 日からであり、申立期間においては雇用保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から平成 5 年 3 月 10 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の標準報酬月額について、A社からの給与分しか届出されていない。申立期間当時は、B社にも勤務して、給与を支給されていたので、両社からの給与総額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 59 年 11 月 1 日から平成 5 年 3 月 10 日まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が、被保険者資格取得時においては 26 万円、平成 2 年 3 月 1 日より 30 万円、3 年 5 月 1 日より 36 万円とされている。

申立人は申立期間において、B社にも勤務していたことから、両社からの給与総額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいとするところ、同社の商業登記簿謄本から、申立人が取締役として昭和 60 年 3 月から平成 4 年 11 月まで在職していたことが確認できる。また、B社の平成元年分及び3年分の給与所得の源泉徴収票から、申立期間のうち、平成元年 1 月から同年 12 月までの期間及び3年 1 月から同年 12 月までの期間については、同社から給与が支払われていたことが、確認できる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、上記期間分の同社の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に金額が記載されていないことから、厚生年金保険料は控除されていないと考えられる。

一方、昭和 59 年 11 月から 63 年 12 月までの期間、平成 2 年 1 月から同年 12 月までの期間及び4年 1 月から 5 年 2 月までの期間については、両社の給

与所得の源泉徴収票が無いため、当時の代表者に対し、文書により照会したものの、当該代表者からの返事は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 3 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述により、申立人が昭和 29 年 4 月から修理工として同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業を承継したB社は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

また、申立人が申立人と同様に昭和 29 年 4 月に修理工としてA社に入社したと記憶している同僚二人について、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格取得年月日を確認したところ、いずれも入社から資格取得日までの期間が3年以上あることが確認できる。

このことから判断すると、申立期間当時、A社では、入社後相当期間厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと認められる。

なお、A社に係る社会保険事務所の記録では、同社が適用事業所となつてから適用事業所でなくなるまでの期間において、申立人とほぼ同年代の被保険者が40人確認できるところ、その全員が20歳以上となつてから被保険者資格を取得している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、20歳未満の従業員については厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたと主張しているが、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月8日から同年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年1月8日から同年9月30日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記簿の記録は確認できない。

また、A社は、公共職業安定所において、雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、申立人は、A社における同僚を記憶しておらず、また、同社の代表者の氏名は記憶しているものの、その所在は不明であり、当該代表者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 2 日まで
② 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 9 月 30 日まで
③ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 40 年 11 月に入社したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。また、社会保険事務所の記録では、同社に勤務していた申立期間②及び③の標準報酬月額が、前後の期間と比べて低く記録されている。これらの期間に標準報酬月額が下がる原因は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 40 年 11 月 1 日に同社に入社し、勤務していたことは認められる。

しかし、A社の当時の代表者及び同僚の一人は、同社では、申立期間①当時、3か月から半年程度の試用期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行う取扱いがあり、その間に給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨供述している。

また、申立期間①においてA社で厚生年金保険の加入記録がある従業員については、死亡又は所在不明等により上記の代表者及び上記の同僚以外に供

述を得られる者はいない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人より後に資格取得している二人の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における被保険者資格取得年月日とを比較したところ、いずれも入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が3か月程度あることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額は、いずれも従前のそれより一つ低い等級で記録されているところ、このことについて、A社の当時の代表者は、その理由は記憶に無い旨供述している。

また、申立人の主張する標準報酬月額の給与の支給及び当該額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

一方、申立期間②及び③に係る標準報酬月額とその前の期間に係る標準報酬月額との差は、厚生年金保険の標準報酬月額の等級にすると1等級であり、また、社会保険庁のA社に係るオンライン記録から申立期間②及び③において、当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員の標準報酬月額の推移を確認したところ、定時決定の際に従前の標準報酬月額よりも低い等級で記録されている従業員が複数いることが確認できる。これらのことから、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額が、その前後の期間に係る標準報酬月額やほかの従業員の標準報酬月額に比べて不自然であるとまでは認められない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿等の定時決定における標準報酬月額には、不自然な記録訂正はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 57 年 9 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社における申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社において勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 58 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様にB社からA社に転籍した被保険者十数名に照会したところ、複数名が「当時、会社から国民年金及び国民健康保険に当面加入するように言われた。」と供述している。

さらに、別の被保険者から提出された昭和 57 年分、58 年分の源泉徴収票記載の社会保険料等の金額を、当時のその被保険者の標準報酬月額を基に保険料率で検証したところ、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

加えて、申立人が提出した銀行預金通帳の振込明細では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できず、また、当時の事業主は「資料は何も残っていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 5 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、B協同組合が保有する昭和 43 年当時の事業所名簿により、33 年 9 月に申立人が供述する所在地に開設されたことが確認できる。

また、申立人が所持している郵便物の宛先に「A社」及び申立人の氏名が記載されており、勤務していた期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社について、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できず、また、厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶しているものの、その所在が不明であるほか、同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 5 月 25 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

社会保険事務所において、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

2 申立期間②について

社会保険事務所において、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、同社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除

について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無くこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 9 年 5 月 30 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額になっている。厚生年金保険料納付率の成績向上のため、会社の滞納保険料整理のため、標準報酬月額を引き下げて穴埋めさせる非条理なやり方に納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理している記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 7 年 1 月から 8 年 5 月までは同年 6 月 6 日付けで 53 万円から 30 万円に訂正されており、8 年 6 月から同年 9 月まではA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった（9 年 5 月 30 日）後の 9 年 6 月 9 日付けで、30 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿により、申立人は、標準報酬月額の減額処理が行われた平成 8 年 6 月 6 日から 9 年 6 月 9 日まで同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、申立人は、社会保険事務所の指示により、会社の滞納保険料を解消するため標準報酬月額を減額訂正する届出を行ったと説明している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月から31年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に運転手として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和31年1月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の資料も関係者もないので当時の状況については分からないとしていることから、同社から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、昭和31年1月から35年12月までA社に在籍していた従業員7人及び申立人が記憶していた同僚一人に照会したところ、昭和31年7月に同社に入社し、32年2月1日に厚生年金保険の資格を取得した従業員(一人)は、「同社では入社後に試用期間を設け、当該期間は社会保険に加入させていなかった。自分も入社から7か月間は試用期間があり、健康診断の受診を指示されたときは周りの先輩運転手達から『いよいよ正社員になるぞ』と言われ、そのとおり健康保険と同時に厚生年金保険に加入した」と供述しており、同社においては、入社からしばらくの期間は試用期間があり、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 10 月 23 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 47 年 7 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社における申立人の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、同社において勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 10 月 23 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人の同僚 6 人に文書照会したところ、二人から回答があり、うち一人は、「入社は昭和 47 年 7 月ごろと記憶しているが、厚生年金保険への加入は、申立人と同じく同年 10 月 23 日だった。入社後 3 か月くらいは試用期間だった。」と供述しており、もう一人は、「会社設立は昭和 47 年 7 月だが、同年 10 月まで厚生年金保険の手続が行われなかったため無保険だった」と供述している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年から 56 年のうちの 1 年間から 2 年間
申立期間に、A社及びB社の診療所に勤務していたが、所属はA社となっていた。同期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録により、申立人が、昭和 51 年 5 月 21 日から 56 年 6 月 30 日までA社診療所の医師として在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の申立人の社会保険関係書類は保存されていないが、週 1、2 回勤務の診療所の医師は、健康保険にも厚生年金保険にも加入させていなかった。」としている。

また、申立人は、長女が誕生（昭和 55 年 4 月）する前後の 1 年から 2 年の間は、C健康保険に加入していたとしているところ、同健康保険組合には、昭和 61 年合併以前の健康保険加入記録は残っておらず、同健康保険組合における申立人の加入状況については確認できない。なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、長女が誕生する時期の 1 年以上前である昭和 54 年 1 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社の社会保険担当者は、C健康保険と厚生年金保険の資格取得届出用紙は別用紙であり、手続も別に行われていたことを供述している。

加えて、社会保険事務所が保管するA社及びB社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、昭和51年から56年の間に申立人の氏名の記載は無く、また、厚生年金保険被保険者番号に欠番は無く、記載に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月31日から27年3月まで
昭和20年4月5日から27年3月まで、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚等の供述により、申立人が、同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚等に照会したところ、A社に昭和26年3月に入社した者及び同年4月1日に入社した者は、それぞれの入社時において申立人は在職していなかったと供述している。

また、申立人は、昭和27年3月にA社を退職した後に上京し、同年春にB議会議員選挙のアルバイトをしたと供述しているが、同選挙は、27年ではなく26年4月に行われている。

さらに、A社の申立期間当時の事業主及び経理担当者は死亡しており、給与計算、社会保険担当者等も連絡先を把握できないことから、申立人の保険料控除や社会保険の取扱い等について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 20 年 8 月 26 日から 21 年 3 月 1 日まで

昭和 19 年 6 月 1 日から A 社に勤務し、A 社が B 社に改称された後も引き続き勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律 21 号）は昭和 19 年 6 月 1 日に施行されているところ、同法附則第 1 条及び第 3 条の規定に基づき同年 10 月 1 日から保険料徴収が開始され、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは同法施行に伴う準備期間となっており、制度上、申立期間①については、厚生年金保険の保険料の徴収は無く、同法の被保険者期間としても算入されない。

申立期間②について、申立人は、A 社が B 社に名称変更された後も引き続き勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社は、昭和 20 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、21 年 3 月 1 日であることから、申立期間においては、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同時期にA社及びB社で厚生年金保険の被保険者となっている者の記録を確認したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和20年8月26日に資格喪失した従業員9名及び同年8月1日に資格喪失した従業員6名が確認でき、これらの者全員が、B社が厚生年金保険の適用事業所となった21年3月1日に同社において被保険者資格を取得している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 16 日から 60 年 3 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に在籍していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社は、申立期間の人事記録関係資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できないとしている。

また、A社では、現在も従業員が 61 歳到達後に定年を迎えた後再雇用する制度があり、平成 13 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなるころは、再雇用時に厚生年金保険の継続の意思を本人に確認していたとしており、5年に定年退職の後再雇用された元従業員は、「再雇用時に会社から厚生年金保険の継続希望の有無を確認され、自分は希望して加入したが、希望しない人は加入しなかった。」と供述している。

一方、申立人は、A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失する直前まで雇用保険に加入しており、雇用保険の資格喪失後には、会社都合の離職理由により離職票が交付され、昭和 57 年 12 月 10 日から 58 年 10 月 5 日まで、300 日分の基本手当を受給していたことが確認できる。

また、申立人は配偶者と共に昭和 57 年 11 月 16 日から国民健康保険に加入していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元上司で工場長であった者の供述から、期間は不明であるものの、申立人が同社に在籍していたことはいかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であり、申立期間に同社は適用事業所となっていない。

また、申立期間当時のA社の事業主は死亡しており、その後継者及び社会保険事務を委託されていたという社会保険労務士は連絡先を把握することができず、申立人の厚生年金保険料控除等について供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間と同時期に勤務していたと記憶するA社の同僚2名は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から、厚生年金保険の被保険者となっている。また、昭和31年ごろ入社し同社が厚生年金保険の適用事業所となった34年6月1日から厚生年金保険の被保険者となっている事務員は、「入社当初は、会社も小さく厚生年金保険の適用事業所となっていなかったが、後に会社も大きくなって厚生年金保険に加入した。適用事業所となる前は給与から厚生年金保険料は控除されておらず、加入してから給与から保険料が控除されるようになった。」と供述している。なお、同人が記憶している同社の厚生年金保険の加入時期は、社会保険庁のオンライン記録による同社が厚生年金保険の適用事業所となった時期と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日までは A 社（現在は、B 社）に、40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までは C 社に、45 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日までは D 社に、それぞれ勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 4 月 1 日であり、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社では、申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の当時の勤務状況等について確認することができない。さらに、申立期間当時に在籍していた社員は、「同社は社会保険に加入していなかったため、健康保険は国民健康保険に加入していた。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、申立期間に C 社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、C 社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録は無い。このため、申立人が記憶する同社の事業主に、申立て

に係る事情について照会しようとしたが、連絡先が不明であり、また、申立人は同僚の氏名について明確な記憶が無いため、同僚に対する照会を行うことができない。

申立期間③について、申立人は、申立期間にD社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、D社は、申立期間において、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無いものの、同一の所在地において、同社と類似の名称の「E社」で法人登記（申立人が取締役として記載）されていたことから、同社の厚生年金保険加入状況を調べたが、同社も厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。また、同社の登記簿に記載されている代表取締役及び監査役については、連絡先を把握することができず、事情を聴取することができなかった。

さらに、申立人は、当時D社の事業主の職務上のパートナー役であったF社の代表取締役を記憶していたため、後にF社を合併したG社の取締役（F社代表取締役の息子）に同代表取締役の消息を尋ねたが、連絡が取れないとの供述であった。なお、G社の取締役自身は申立人を知らず、D社についても社名を知る程度であった。

これらのほか、申立期間①、②及び③について、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認するための手掛かりは得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から同年11月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務していた昭和63年9月16日から同年11月20日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同病院には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA病院に勤務していたと申し立てているが、同病院は、社会保険事務所の記録では、平成13年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び申立期間当時の事業主等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA病院において一緒に勤務していた同僚を2名記憶しているものの、連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A病院に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

加えて、申立人に係るA病院における雇用保険の加入記録は社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から同年12月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C支社に勤務していた昭和30年8月1日から同年12月ごろまでの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社における同僚の供述から、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社の回答では、「保管する人事記録の台帳から、申立人の氏名は確認できない。また、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を確認できる資料等を保管していないこと等から、申立人の厚生年金保険料の控除については確認することができない。」としている。

一方、社会保険事務所の記録では、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年4月1日であることが確認できる。

また、申立人がA社C支社において一緒に勤務していたと記憶している同僚1名は、「申立人と自分は昭和30年8月にD社からA社へ転籍した。」と供述しているが、当該同僚は、社会保険事務所のA社における厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた4名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 26 日から同年 11 月 3 日まで
② 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 34 年 3 月 26 日から 39 年 9 月 30 日までの期間のうち、申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②も同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における同僚の供述により、申立人は、申立期間①当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社の現在の事業主の回答では、「昭和 36 年 12 月ごろ火事により、工場兼事務所は全焼したので申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」とし、当時の事業主の妻は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間については分からない。また、当時は入社してもすぐに退職する者がかなりいたことから、しばらく様子を見て厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた 10 名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた 6 名のうち 4 名は、「申立人が同社に在籍していたことは記憶しているが、勤務期間については分からない。」とし、もう 1 名は申立人のことは記憶に無いと供述している。ほかの 1 名は、「自分は申立人と同期で、昭和 34 年 3 月に入社しているが、厚生年金保険には入社して 8 か月後に加入しているので、当時は試用期間があったと思う。」と供述

しているところ、社会保険事務所の当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、供述のとおり入社してから8か月後の34年11月3日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人のことは記憶にあるものの、勤務期間については分からない。」とし、ほかの1名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てているが、同社の現在の事業主は、前記のとおり、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないと回答している。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた10名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた6名のうち3名は、「自分は申立人より先に退職しているので、申立期間当時については分からない。」とし、もう1名は申立人のことは記憶に無いと供述している。ほかの2名は、「申立人のことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間や退職日については分からない。」と供述している。このうち1名は、「申立期間当時の社会保険担当者は、とてもきちんとしていたので、勤務している者について退職手続を行うとは思えない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人のことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間や退職日については分からない。」とし、ほかの1名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る「標準報酬等級の変せん」の最後の記載は昭和38年10月に係る記録であり、喪失年月日欄には「39.6.1」の記載があることから、申立人は、39年の標準報酬月額算定基礎届を提出する必要がある同年8月1日には、同社には在籍していなかったと考えられる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便が届いて、申立期間について脱退手当金の受給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る事業所を退職する時に、顧問の労務管理士から脱退手当金に関する説明は受けたものの、脱退手当金の受給は断ったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 10 月 10 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、申立人は申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から 41 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 8 日から 44 年 2 月 25 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 16 日から同年 5 月 31 日まで
④ 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 8 月 21 日まで

平成 20 年 9 月にねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金が支給されたこととなっていることを初めて知った。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、支給されたとする時期は、妊娠中でつわりがひどく、社会保険事務所に行って手続を取れる様な状態ではなかったため、納得できない。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 11 月 22 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、すぐには国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 23 日から 42 年 5 月 8 日まで
② 昭和 42 年 5 月 8 日から 45 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 21 日まで

平成 17 年に社会保険事務所で年金の裁定請求をした際、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの通知を受けた。

しかし、申立期間当時は転居したばかりで社会保険事務所の場所も分からなかった上、脱退手当金の制度も知らず、申請した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 7 月 30 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、昭和 36 年 2 月ごろから勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している同僚の供述から、期間は明かでないものの、申立人は、A社B営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等については不明であるが、厚生年金保険に加入させていない従業員の保険料を給与から控除することは考え難いと回答している。

また、申立人の記憶している上司、同僚等5名のうち、2名と連絡が取れたものの、1名は、申立人を記憶していないと供述し、残り1名は、昭和37年8月に入社したため、申立人の入社時期は分からない上、申立人の保険料控除及び会社の厚生年金保険の取扱い等についても分からないと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できた複数の従業員は、既に死亡又は所在不明であり、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同法人には昭和 36 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A法人に申立期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A法人が保管している労働者名簿では、申立人の退職年月日は昭和 36 年 3 月 28 日と記録されており、社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致している。

また、A法人は、ほかに資料が無く、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等は不明であると回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚 6 名のうち、3 名と連絡が取れたものの、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等を確認できる供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所のA法人に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立期間当時被保険者であったことが確認できた 15 名の従業員のうち、6 名と連絡が取れたが、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等を確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月ごろから 27 年 2 月 1 日まで
② 昭和 28 年ごろから 29 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶しているA社の当時の代表者及び工事現場に同行したとする同僚は既に死亡している上、現在の代表者及びその妻（取締役）は、当時の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明としていることから、同社における当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の複数の同僚は、「当時、入社後、数か月以上の試用期間を経て、厚生年金保険に加入した」旨供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間①に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない上、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険庁のオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 8 月 1 日であることが確認でき、同社は、当該期間について適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立期間②におけるB社の同僚を覚えておらず、当該期間における申立人の勤務実態等について供述を得ることができない上、同社の事業主に照会したものの、同社における当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 49 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A事業所には昭和 46 年 5 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の同僚の「申立人が勤務していたことを記憶している」との供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人が記憶する同僚は、「同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。また、事業主から健康保険証を受け取った記憶も無い。」と供述している。

また、A事業所の事業主は既に死亡している上、同事業所は廃業しており、当時の関係資料を保存していないことから、同事業所における申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間当時は同社の代表取締役ではあったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 2 月 1 日）の後の同年 2 月 4 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、8 年 7 月から同年 9 月までの期間については 59 万円から 44 万円に、同年 10 月から 9 年 9 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 11 年 1 月までの期間については 53 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって減額処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、A社の代表取締役として、厚生年金保険関係の手続を含むすべての総務・経理事務を担当し、業績が悪化した際に厚生年金保険料の納付について社会保険事務所へ相談に行った記憶がある」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②については、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間③及び④については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 19 日まで
② 昭和 40 年 1 月 28 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 11 月 5 日から 45 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間①及び②並びにB事業所で勤務した申立期間③及び④の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの事業所に勤務し、保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②については船員保険の被保険者期間として、また、申立期間③及び④については厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間において乗船したとするA社所有の船舶名及び一緒に乗船したとする同僚を覚えていない上、同社では当該期間に係る申立人の関係資料を保有していないことから、申立人の勤務実態や船員保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所に保管するA社の船員保険被保険者名簿から、従業員に照会したが、申立人が船員保険被保険者として乗船していたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③及び④については、申立人は、B事業所所有の戦車揚陸艦に乗船

していたと供述しており、申立人から提出されたパスポートの渡航先及び渡航目的（戦車揚陸艦に乗船）から判断すると、申立人は、当該期間において同事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたとするB事業所は、申立期間③及び④において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、当時、一緒に乗船したとする同僚を覚えていない上、駐留軍に雇用される日本人労働者の資料を保管しているC機構及びD局では、当該期間に係る申立人の関係資料を保有していないことから、同事業所における当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②については、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間③及び④については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 58 年 12 月まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 52 年 5 月から 58 年 12 月まで勤務し、申立期間中に厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員名簿から、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 1 月 25 日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された同社の健康保険・厚生年金保険・失業保険・被保険者台帳では、申立人は、雇用保険に加入していることは確認できるが、健保番号は付番されておらず、申立期間において厚生年金保険に加入していることがうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間前後に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人が同社の厚生年金保険資格を取得した記録は確認できない上、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 40 年 4 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員住所録から、申立人は、昭和 40 年 12 月から 42 年 12 月までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は既に死亡しており、申立人が唯一記憶している同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社における申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会したが、申立人が厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、A社において営業外務員担当で契約社員の扱いであった。」と供述しているところ、申立人と同様の営業担当の従業員は、契約社員から正社員へ身分が変更になった2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが同人からの供述及び当該被保険者名簿から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務については自ら関与する立場ではなく、一連の処理はあくまでも社会保険事務所が独自に行ったものであるため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 9 月 30 日）の後の同年 10 月 1 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が同年 2 月から同年 8 月までの期間について 53 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「社会保険事務所からの指導を受け、A社の代表取締役として厚生年金保険料の滞納の責任を取り、申立期間の平成 5 年 2 月から同年 8 月までの期間についての自らの標準報酬月額の減額に同意し、当該減額処理手続と併せて同事業所の厚生年金保険被保険者全員分の資格喪失を行うための手続を社会保険事務所に一任した」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意して

いながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から同年8月1日まで
② 昭和26年1月1日から同年3月14日まで
③ 昭和29年1月1日から32年10月まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①、B社で勤務した期間のうちの申立期間②及びC社で勤務した申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主の連絡先を把握できないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について聴取することはできない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の加入記録が無い者が申立人以外に3名確認できるが、2名は死亡しており、1名は連絡先が不明のため、これらの者から、同時期における厚生年金保険料控除の取扱い等について聴取することができない。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者名簿から連絡先を把握した従業員2名に照会したが、両名は、申立人及びA社の従業員に係る厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

加えて、申立人は、当時のA社における上司や同僚及び社会保険事務担当者の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立内容に係る事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、昭和 26 年 1 月 1 日から B 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

また、申立人は、当時の B 社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立内容に係る事情を聴取することができない。

そこで、社会保険事務所が保管している B 社の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先を把握した従業員 11 名に文書照会し、9 名から回答を得たところ、このうちの 3 名は、入社日から 1 か月から 6 か月以上の期間を経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③については、C 社の複数の同僚及び同社の事業主の息子の供述等により、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち、29 年 1 月 1 日から 30 年 12 月 1 日までの間は適用事業所となっていない。

また、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、申立人が同僚として名前を挙げた複数の従業員に照会したところ、2 名の従業員は、入社から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、数年から 10 年程度の期間を要したと回答している。

さらに、申立人及び複数の従業員は、申立期間当時、C 社の従業員は 20 名から 30 名程度だったと供述しているところ、同社の被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得している者は 14 名であり、同社では厚生年金保険に加入していない従業員も多数いたことがうかがえる。

加えて、申立人が、自分とほぼ同時期に入社し、同じ仕事をしていたとする 2 名の同僚は、C 社の被保険者名簿において名前を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 51 年 2 月 1 日までA社Bホテルで厚生年金保険の被保険者記録があるが、その後勤務した同社C旅館における厚生年金保険の被保険者記録は同年 4 月 30 日からとなっており、申立期間のC旅館勤務時の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された在職証明書により、申立人が、申立期間を通じて同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社Bホテルは昭和 51 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、一方、同社C旅館は同年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社では、申立期間当時の同社従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について確認できないとしている。

さらに、A社C旅館の当時の給与計算及び社会保険の担当者は、申立期間に申立人の雇用保険の記録があることを理由に、同期間において申立人の厚生年金保険料が控除されていた可能性を供述しているが、一方、同担当者は、申立期間当時の資料や具体的な記憶等の根拠は無いとしており、また、申立人以外にも、申立人と同じ異動により、昭和 51 年 2 月 1 日に同社Bホテルで被保険者資格を喪失し、同年 4 月 30 日に同社C旅館で被保険者資格を取得している者が 13 名と多数存在していること、さらに、これらの者のうち、連絡先を把

握した複数の従業員に照会したものの、申立人の厚生年金保険料控除があったことをうかがわせる供述は得られなかったことから、申立期間において、申立人に係る保険料控除があったことを推認するには至らない。

加えて、A社Bホテルの社会保険担当者は既に死亡しており、申立内容に係る事情を聴取することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から27年10月まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、類似した名称の適用事業所も見当たらない。

また、A事業所は公立の事業所であることから、B県にも照会したところ、「A事業所は平成16年4月に廃止されており、同事業所の人事記録及び賃金台帳は保存されていない。」としており、申立人のA事業所における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人は、A事業所に正職員として勤務していたとしているところ、C共済組合は、「当組合は昭和37年12月1日に設立されており、設立日前に退職した正職員については、恩給制度の対象とはなるものの、厚生年金保険に加入することはない。」と供述している。

加えて、申立人が記憶していた上司及び同僚5名の連絡先を把握すべく社会保険庁のオンライン記録を検索したが、これらの者を特定することができず、申立人の厚生年金保険料の控除等について聴取することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年 2 月まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。
当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社があったとされる場所についての申立人の具体的な記憶及び申立人と親交の深い友人の供述内容から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は昭和 33 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち 33 年 6 月 1 日から 36 年 2 月までの間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、また、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認できない。」と回答している。

さらに、A社の類似名称のB社及びA社の関連会社であるC社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の被保険者記録は無い。なお、申立人は、A社の元請会社としてのD社の事業所名を記憶しており、また、複数の従業員からの供述から同社のほかにも元請会社が2社あることが判明したことから、各事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の被保険者記録は無い。

加えて、申立人は、A社において小型トラックの助手の業務と荷物の積み込み及び荷下ろし作業に従事していたと供述しているところ、A社及びC社の社会保険事務担当者は、「A社及びC社では、当時、トラックを使った業務に従事している者については、一部の従業員だけが社会保険に加入していたのではないかと思う。また、厚生年金保険に加入させる基準は詳しく分からないが、

社長の独断であったと思う。」と供述している。さらに、C社の社会保険事務担当者は、「トラック助手や荷物の積み込み及び荷下ろし作業をしていた従業員は、厚生年金保険に入っていないのではないか。」と供述している。

そして、A社の事業主の長男であり、取締役でもあった者は、「当時、トラックの関連業務に就く者は全て下請業者を使っており、社員として雇った可能性はないと思う。」と供述している。

また、申立人は同僚等の氏名を8名記憶しているが、このうち2名については厚生年金保険被保険者名簿に記録があるものの、1名は死亡しており、1名は住所が不明のため、供述を得ることができない。このほか、3名についてはA社及び同社関連会社の厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、残る3名については、同人を特定することができず、申立人の勤務状況等を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚6人の供述及びB社から提出されたA社に係る嘱託契約書から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の人事総務担当者から「申立人とは嘱託契約であったことから、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」との供述があり、B社の人事担当者からは「嘱託契約書によれば、申立人はA社において嘱託という雇用のため、厚生年金保険には加入させていなかったものと考えられる。」との供述があった。

なお、前述の嘱託契約書には、労働者災害補償保険法に基づく補償に関する内容は明記されているが、厚生年金保険及び雇用保険の加入に関する条項は無い。また、申立人の雇用保険について、申立期間における当該事業所に係る加入記録は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚は「私は、A社とは嘱託契約であったため、厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述しており、当該同僚自身の加入状況には、同社で厚生年金保険に加入した記録は無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立

人には具体的な記憶が無く、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から33年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間はA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局でも、同社の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の代表者は申立人の父親であり、勤務の際は、父親とともに出勤することが多かった旨の供述をしているが、父親は既に死亡しており、また、申立人は、父親以外の上司や同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時の、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

なお、申立人の父親に係る社会保険庁のオンライン記録等から、父親自身は、申立期間をすべて含む昭和31年1月1日から33年10月1日まで、別の事業所で健康保険、厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、当該別事業所の所在地は、申立期間当時に申立人及び父親が居住していたとされる地域から通勤することが困難であると考えられる他県であったことに加え、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、父親の健康保険加入期間中に健康保険遠隔地被保険者証が交付されていた形跡も確認できることから、申立期間当時において、申立人の父親は主に他県に居住しており、当該別事業所に勤務していたものと考えられる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確

な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月14日から平成3年3月31日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間はA社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事担当者は、申立期間当時の申立人の勤務実態を確認できる資料を保管していないものの、当時を知る職員の記憶から、申立人が「C代理店」（以下「代理店」という。）としてA社との委託契約に基づいて営業活動に従事していたことが確認できたとしていることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社が販売するサービスの営業活動を行っていたことは推認できる。

しかしながら、前述の人事担当者は、「申立期間同時にA社が厚生年金保険に加入させる対象としていたのは職員、研修生（嘱託）のみであり、申立人が職員及び研修生の身分で同社に在籍していた記録は無い。」とし、さらに、「代理店は職員でないため、給与の支払はなく、社会保険にも加入させていない。」とも供述している。

また、昭和61年11月ごろにA社で厚生年金保険に加入していた従業員10人に確認したところ、当時の身分が職員であった者が7人、研修生であった者が3人であり、「代理店」として契約していた期間中に厚生年金保険に加入していた者は確認できなかった。

さらに、申立期間のころにA社との契約に基づいて営業活動を行っていたとされる「代理店」の二人からも、「代理店になると収入は給料ではなく手数料となる。」、「代理店はA社の厚生年金保険に加入できない。」、「国民年金、国民健康保険に加入していた。」等、前述のB社の担当者の説明と一致する供述が

得られた。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、出来高払の給料から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から21年4月1日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。高等小学校を卒業した直後にA社(入社時の名称はB社、現在はC社)に入社し、昭和21年9月まで勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員が、申立人が昭和20年8月15日に同社にいた旨の供述をしていることから、申立人が、申立期間のうち少なくとも同日以降は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立期間当時における申立人の勤務実態や厚生年金保険の保険料控除の有無について確認することはできない。

また、申立人が名前を記憶していた同僚3人については、既に死亡あるいはその連絡先が不明のため、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人の勤務について供述した前述の従業員は、自身の入社日を昭和20年8月15日ごろと供述しているが、前述の被保険者名簿の資格取得日は、申立人と同じ21年4月1日となっていることから、同社では、申立人及び当該従業員が入社した後、一定期間をおいてから厚生年金保険に加入させるという取扱いであったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 36 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和31年5月から36年8月まで加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中にA社に勤務していた複数の同僚及び従業員の供述から、具体的な期間は特定できないものの、申立期間のころに申立人が同社の社員寮に賄いとして勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間当時の自身の勤務の状況について、当該事業所の社員寮に住み込みで、同僚と二人で食事の支度をし、自分は自転車に乗れたので買い出しを任されていた旨を具体的に供述している。

しかしながら、当該事業所の社員寮で申立人が勤務していた期間より前に、申立人と同様に賄いの仕事をしていたとする従業員は、自分の身分は正社員ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった旨を供述している上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該従業員並びに、申立人とともに賄いをしていたとされる前述の同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

一方、A社の工場で製品の製造、加工等の業務に従事していたとされる他の同僚、従業員については、いずれも当該被保険者名簿で加入記録が確認できることから、同社では、社員寮の賄いに従事していた従業員を、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれる。

なお、A社は、平成12年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくな

っており、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 12 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで
③ 平成 12 年 2 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで
④ 平成 14 年 2 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②についてはA社に、また、申立期間③及び④についてはB社にそれぞれ勤務していたので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及びA社が保管している社員名簿から、申立人は平成 9 年 5 月 21 日から 12 年 1 月 20 日まで、継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同じ平成 9 年 8 月 1 日であり、申立期間①の当時は適用事業所となっていない。

また、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は、申立人の資格取得手続について、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、A社は、申立期間①のころの従業員の社会保険料は、翌月に支払う給与から控除する方式を採っていたとしているところ、同社が保管している申立人の賃金台帳で、申立人の厚生年金保険料の控除は、資格取得日の翌

月である平成9年9月支給分の給与から開始されたことが確認でき、申立人は、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていないことが認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録、A社が保管している社員名簿及び同社から提出された雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）から、申立人が平成12年1月20日付けで同社を退職したことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しから、事業主が申立人の資格喪失日を平成12年1月21日として届け出たことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録から、当該資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、届出と同時に社会保険事務所に返還されていることが確認できることから、申立人は、当該退職に伴い、事業主が申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行うことを理解しており、申立期間②において厚生年金保険に加入していないことを承知していたと考えられる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人が平成12年2月15日から14年1月31日まで、継続してB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同じ平成13年4月1日であり、申立期間③の当時は適用事業所となっていない。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主は、申立人の資格取得手続について、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、B社は、申立期間③のころの従業員の社会保険料は、翌月に支払う給与から控除する方式を採っていたとしているところ、同社が保管している平成13年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿で、申立人の厚生年金保険料の控除は、資格取得日の翌月である同年5月支給分の給与から開始されたことが確認でき、申立人は、申立期間③に係る保険料を事業主により給与から控除されていないことが認められる。

- 4 申立期間④について、雇用保険の記録から、申立人が平成14年1月31日付けでB社を退職したことが確認できる上、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険受給資格者証に関する記録から、申立人が、同社退職後の同年2月12日から同年8月10日までの180日分の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、事業主が申立人の資格喪失日を、平成14年2月1日として届け出ている上、社会保険庁のオンライン記録から、当該資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、届け出と同時に社会保険事務所に返還

されていることが確認できることから、申立人は、当該退職に伴い、事業主が申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行うことを理解しており、申立期間④において厚生年金保険に加入していないことを承知していたと考えられる。

- 5 申立人の申立期間②及び④に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。